

平成27年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成27年6月16日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄		12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代		14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世		16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英		18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹		20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦		22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 政 改 課 推 進	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 平 野 忠 作

○議長（景山岩三郎） 通告順により、平野忠作議員、ご登壇願います。

（12番 平野忠作 登壇）

○12番（平野忠作） おはようございます。

議席番号12番、平野忠作です。

平成27年第2回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

1市3町が合併してから間もなく10年になります。その間いろいろな出来事がありました。何ととっても最大の出来事は東日本大震災と思います。これは決して忘れることができません。未曾有の大災害でした。震災当日、明智市長は市内の災害状況をくまなく見て回り、変わり果てたその光景を見て、自分が生まれ育った旭市かと目を疑ったそうです。自分が先頭に立って、一刻も早くもとの旭市に戻れるように復旧・復興に全力で取り組んだそうです。

その間、大変なご苦労があったかと思われます。今年は旧いいおか荘が民間業者の手により、4年ぶりにいいおか潮騒ホテルとして再オープンを行いました。既にレストランは開業営業しております。観光の拠点として地域観光の活性化が期待されています。また、復興の目玉として道の駅季楽里あさひが10月半ばごろオープンの予定です。交流の郷、防災拠点

として、旭市民はもとより市内外からも今注目を浴びています。12月下旬には東日本で被災された、津波被害に遭われた飯岡中学校の改築・全面移転が行われる予定でございます。生徒の皆さんはすばらしい環境のもとで勉強に、スポーツに取り組んでくれることと思います。災害教訓を生かしながら災害に強い旭市に、これから生まれ変わらなければなりません。

東総地域の中核都市として旭市がより発展することを希望いたします。

それでは、質問に入ります。

大きい1番、防災について伺います。

(1) 海岸基盤整備事業の進捗状況について伺います。

旭市の海岸線は約11キロ、東日本大震災時大津波が市内の海岸線に押し寄せ甚大な被害が出ました。それらを防ぐための防潮堤の早期整備が今望まれています。進捗状況をお知らせ願いたいと思います。

(2) 海抜表示板及び各種表示板について伺います。

災害の後いろいろな表示板が設置されましたが、説明をお願いいたします。

(3) 避難タワーについて伺います。

市内には、現在4基の避難タワーがありますが、年間の保守点検費用等はどれくらいかかるものなのか伺いたいと思います。

(4) 津波避難施設築山について伺います。

3月議会において津波避難施設築山の調査費が議会にて承認されました。今後のスケジュール等分かれば伺いたいと思います。

大きい2番、ふるさと納税について伺います。

これは、昨日同僚の滑川議員が一般質問で伺っていますけれども、私なりの観点から伺いたいと思います。

(1) 旭市の寄附金者及び金額。過去3年間のデータがあればお願いいたします。

(2) 旭市民のほかの自治体への寄附金額。旭市がほかにもやっています。それらが分かれば3年間の実績をお願いします。

(3) ふるさと納税に対する今後の取り組み方について伺います。

大きい3番、農業振興について伺います。

これは、昨日同僚の米本議員がやはり一般質問で伺っていますけれども、私なりの観点からもう一度伺いたいと思います。

(1) として、飼料用米について伺います。

食料米の価格が今低迷している中、飼料米が注目されています。旭市の作付状況等いろいろありますけれども、その3年間の実績等よろしく願いいたします。

(2) 法人等の新規農業参入者について伺います。

日本の農業は、ほかの産業から見て今後ますます発展する産業だと言われています。この新規参入が旭市においてあったかないか、そこの辺もよろしく願いします。

大きい4番、人口減対策について伺います。

(1) 定住促進について伺います。

旭市においても定住促進事業が今行われていますけれども、それらの実績等が分かればお願いします。これは、旭市に住んでみたい、魅力ある旭市にするためにも今後これは継続していく必要があるのではないかと、このように思っています。

(2) 子育て支援事業について伺います。

少子高齢化が叫ばれている中、次世代を担う子どもたちは旭市の宝です。今実施している子育て支援の内容と成果等をご説明をお願いいたします。

大きい5番、空き家対策について伺います。

(1) 旭市内の空き家は現在どのくらいあるのでしょうか。今、全国的には820万戸もあるとも言われています。

(2) として、今後この有効利用方法はどのように考えているのでしょうか伺います。

再質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、1番、防災についてのうち1点目、海岸基盤整備事業の進捗状況についてご回答させていただきます。

旭市域の海岸護岸の整備につきましては、海匠土木事務所、北部林業事務所、旭市がそれぞれの所管ごとに実施をしております。進捗状況につきましては、平成26年度末で計画区間10.8キロメートルに対し完成区間4.64キロメートル、全体の43%が完成をしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは1の防災についてのうち、(2)から(4)まで、これをお答えしたいと思います。

まず、(2)の海拔標示板、それから各種の標示板の説明ということでございました。

海拔標示板につきましては、津波高10メートルの浸水想定区域内の東電柱、それから区域内の公共施設周辺の電柱等に、現在400か所設置しているところでございます。また、千葉県が県道飯岡一宮線及び飯岡片貝線の旭市内の主要交差点に42か所設置しているところです。そのほか避難誘導看板として設置したものなんですけれども、避難施設までの方向や距離、そして場所の海拔などを示した看板、これは避難路指定看板、これが92か所ございます。ほかに旭市津波避難計画にされている路線の道路沿いに設置しているところです。

あと東日本大震災の津波浸水の深さ、これを数値等で示した看板。これはやはり避難路の沿線に被災した施設など7か所に設置しています。それから避難場所の表示看板がございす。これは避難場所等であることを示すもので、22施設に34か所設置しています。それから位置情報の看板。これは津波の避難施設などの位置を示した地図的な看板なんですけれども、4か所ございます。これは観光場所など多くの人の目に触れる場所に設置しているところで

す。それから標示板の主な設置場所なんですけれども、これは飯岡・三川方面は国道126号以南の主要道路等、それから公共施設になっております。矢指・富浦方面につきましては飯岡片貝線より南の主要道路等に設置しているということでございます。

次に、（３）の避難タワーでございます。維持管理費というご質問でございました。

現在、避難タワーは4基整備されているのはご案内のとおりでございます。これは業者に委託点検を予定しておりまして、年2回見ていただくということになっています。防災訓練前の8月と2月ごろ実施する予定で、点検の内容なんですけど、まず目視と、それからさびなどの腐食部分の有無、それからボルトの緩み等を中心にハンマーによる打撃の検査、それから太陽光パネルがありますので、太陽光パネル照明機器の清掃等を実施しているところです。あと、そのほかにも担当職員による月1回程度の巡回を実施しています。

この費用なんですけど、点検業務として21万6,000円。これは年間でございます。

次に、（４）の築山について、今後のスケジュール等ということでございました。

今年度、確かに詳細検討業務の委託費を持っております。この築山の設置に向けまして今後業者を選定して発注をしていくと。その中で地元の説明会、設置予定場所等の調査を実施する予定になっています。まだ今ようやく仕様書ができた段階ということで、これから発注の段階であるということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうから何点かご質問をいただきましたのでご回答申し上げます。

まず、2番のふるさと納税について。これの過去3年間の寄附金額等というご質問にお答えします。

ふるさと納税に係る寄附者及び寄附金額の過去3年間、24年度から申し上げます。全体では23件、48万9,519円です。その内訳としまして、災害寄附金、これが22件ございまして45万9,519円。それから平成25年度、これは全体では33件、93万8,415円のうち災害寄附金が30件で75万8,415円です。26年度ですが、全体では18件、734万3,000円で、うち災害寄附金は13件、583万円となっております。

次に、大きい4番、人口減対策の定住促進についての実績というご質問でした。

定住促進施策の一つであります旭市定住促進奨励金の交付実績につきまして、取得された新築・中古住宅別に申し上げます。

まず、初年度であります平成25年度、これは新築14件、中古住宅3件、計17件で850万円です。平成26年度は、新築54件、中古住宅13件で合計67件の3,350万円です。新築・中古住宅問わず1件50万円を交付してございます。

続きまして、大きい質問番号の5番、空き家対策についての旭市の空き家の状況というご質問です。

空き家の実数ということで、正確には把握してございませんが、総務省の住宅都市統計調査の標本調査結果、これでは平成25年10月1日現在3,230件でございます。その中には賃貸用の住宅も含まれてございます。

続きまして、（2）の空き家の有効利用方法は考えているのかというご質問です。

現在、旭市では空き家バンク等の制度はございませんが、市内の空き家の現状と近隣市の実施している制度等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） 私のほうからは、2番目のふるさと納税についてのうち、（2）旭市民のほかの自治体への寄附金額の過去3年間の実績についてお答えいたします。

平成24年にふるさと納税で寄附を行った市民は27人で、寄附金額は124万4,706円です。同じく、平成25年は35人で175万円です。平成26年は111人で864万5,000円です。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、（３）のふるさと納税に対する今後の取り組みということでございますけれども、昨日も滑川議員のほうから同様のご質問がありましたが、第３次行政改革アクションプランにおいて、ふるさと納税の推進が取り組み事項として掲げられております。その中では平成28年度から制度の実施を予定しております。現在、行革、企画政策課を中心に関係課と検討を行っているところであります。

また、10月オープンの道の駅を活用した記念品についても細かく検討してまいりたいと思います。記念品として特産品を贈呈することによりまして、地元産品の魅力を全国へ発信し、地場産業の活性化につなげるとともにふるさと納税を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは３番目、農業振興についてのうち（１）飼料用米について、それから（２）法人等の新規農業参入者についてということでお答えさせていただきます。

まず、（１）の飼料用米について。３年間の作付状況と実績ということでお答えさせていただきます。

平成24年度、飼料用米の作付につきましては154農業者、164ヘクタールを作付していただきました。平成25年度の作付につきましては133農業者で173ヘクタールでありました。平成26年度においては、米の直接支払交付金の見直しによりまして減額があったものの、平成29年度までの時限措置とした上で水田のフル活用推進のため、水田活用の直接支払交付金のうち飼料用米等の取り組みに数量払いを導入して、手当を厚くすることにより主食用米偏重から飼料用米等へ移行する促しもありましたので、平成25年度と比較しますと取り組み農家では４戸の増となり、全体では137農業者で、面積は37ヘクタール増の約210ヘクタールの作付となりました。

それから、続きまして（２）の法人等の新規農業参入者についてですけれども、農業へ企業が参入したのかということでお答えさせていただきます。

平成21年に農地法が改正になりました。地主からの賃貸借に限り農業に企業が参入しやすくなりました。そのときに農業の生産から流通まで行う法人経営体が２件ほど参入したとい

う実績はありますけれども、ここ二、三年につきましてはないという状況になっております。
以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは大きな4番、人口減対策について。（2）子育て支援の内容と成果というお尋ねにつきましてお答えをいたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減することで子育てしやすいまちづくりを推進するため、旭市独自の取り組みとして行っております四つの支援策について申し上げます。

まず、ゼロ歳・1歳の乳幼児を養育する保護者に月3,000円相当の乳幼児紙おむつ券を給付しています。次に保育料ですが、国の制度では入所中の児童だけで数えますが、旭市では小学生から高校3年生の年齢の兄弟・姉妹を含めて数え、第3子以降のお子さんを無料としています。

次に、第3子以上を出産して養育する保護者に対して、出産祝金としまして20万円を支給しています。

最後になりますが、子ども医療費の助成です。県の制度では、入院だけしか対象としていない小学校4年生から中学3年生につきまして、旭市では通院及び調剤も対象としています。

次に成果ということで、ただいま申し上げました四つの事業について平成26年度の実績を申し上げます。

乳幼児紙おむつ購入券は1,028人に支給し、3,630万8,000円分が利用されました。保育料第3子以降の無料化ですが、26年度にスタートした事業です。昨年度300人が対象となり、約6,233万円の保育料が無料となっています。平均しますと一人当たり約20万8,000円の負担軽減となっております。

出産祝金につきましては、出産祝金20万円が74名、改正前の制度の経過措置によります小学校入学祝金5万円が55名の給付となっており、合計金額は1,755万円です。

子ども医療費はゼロ歳から中学3年生までの全体で約1億7,450万円の助成を行いました。このうち市単独での助成が約5,245万円です。4事業ともに子育て支援に係る経済的な支援ということで、総じて好評をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） それでは、まず海岸整備事業のほうから伺いたいと思います。

これは、平成23年3月11日に大津波が来まして、私はその数日後、旭市の海岸線をくまな

く歩きました。匝瑳市の一部にも行きました。ところが、旭市の海岸の三川地域野中地区の一部を除いて全部津波にさらされたわけです。これは何かの原因があるのかなということで、当時、その5月に国土強靱化の対策協議会の会長・副会長、会長は二階俊博、副会長は林幹雄さんが主催で、たしか片山さつき議員も来ました。うちのほうからは明智市長も大松議員も来ました。その中で林幹雄国会議員が、「何かあるんじゃないですか」と私に言うんですね。私一番先に手を挙げて言いました。「これは今回の津波に対して旭市の防潮堤がちょっと不備じゃないか」ということで、その席で7メートルくらいあれば今回の津波を免れたのではないかと。それはどういうことかと言いますと、飯岡地区の横根ですか、一番波が上がったのは7.6メートルですね。

それで、旭市の西部、私のほうですね。これは見ていた人に聞きますと、防潮堤の高さが4.5。それで自転車とかマークのポールが2メートルくらいありますね。それをはるかに飛び越してきたということから推測しますと、やはり6.5メートル前後の津波が来たのかなと。これは匝瑳市のお隣の吉崎海岸でちゃんとこの土手を削っています。これは砂山が4メートル近くあります。ですから、やはり防潮堤の不備というのが一番の原因かなということで、県のほうに早くやってくださいよということでお願いして、今43%と聞きましたけれども、27年度はどのようになるか、課長、答弁のほうお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の予定といえますか、現在までの部分でのお話をさせていただきたいと思います。

現在海匠土木事務所で発注した工事が、飯岡、平松、下永井2工区ですね。萩園4工区の計8工区であり、平成27年10月までの完成を目指していると聞いております。

なお、今後の予定でございますが、仁玉浜付近、これはかんぼの宿旭のあたりですね。それと矢指ヶ浦、飯岡の両海水浴場。それと井戸野浜、神宮寺の各地区につきましても早期に着手していく予定であると伺っております。

なお、北部林業事務所の予定でございますが、こちらは三川、野中、足川、井戸野浜地区を年度内に施工する予定になっております。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） ありがとうございます。

そうすると、大体27年度中にはかなりの進捗があるということで。そうしますと、これが

でき上がりますと、やはり海岸に面して居住している皆さんは幾らか安心感が持てるのかなと。それともう一つは、同じくらいの波が来ても全壊とか大規模半壊というところはかなり免れるものと、このように思っております。

それで、これからやはり一番大事になるのは、今回の津波なんですけれども、残るは河川の河口、いわゆる川ですね。やっぱりこれも相当やられました。そんな中で、この河口部分はどのような工事方法が行われるのか。また、河川の本数はどのくらい計画に入っているのか。分かる範囲内で結構ですので、ご説明をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、お答えをいたします。

現在の河川開口部、これは9河川ということで聞いておりますが、いずれも千葉県において取り組んでいただける方向で最終的な調整を行っております。

なお、工法でございますが、取りあえずフラップゲートという手法で対応したいということで伺っております。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） ありがとうございます。

ここまで来ますとあと時間の問題でございますので、このような大きな津波は350年から500年に1回だろうと言われてはいますが、まだまだ太平洋岸には南海トラフというのがございますので、油断はできませんのでよろしくお願いします。

それでは、2番目の再質問で海拔標示板及び各種標示板ですね。いろいろ本数はたくさん聞きました。その都度やっていますけれども。私は、その中で一番大事なのをちょっと忘れるんじゃないかと。それはどういうことかという、深さは分かっています。ところが、陸地にどの程度まで津波が押し寄せたかという明記がないんです、どこにも。いろいろ標示板たくさんあります。これはどういうことかという、今後どんどん風化していきます。誰も証明する人がいなくなった場合、困りますよね。今なら聞き取り調査をいたしますれば、ちゃんとここまで来ましたよというのがありますものですから、よく東北地方のほうでは、江戸時代、明治、昭和、平成ときはみんなそういう印を打っているんです。これはぜひとも、千葉県で一番被災された旭市でございますので、これはぜひお願いしたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 津波の最大到達地を示す、東北のほうでは記念碑的に造っているということがございます。確かに後世の記憶、それから継承としてそういったものが重要だというのは、東北地方の三陸沿岸に設置されているものを見れば分かります。

旭におきまして、実際にはなかなか到達地点が一定ではないので難しいところはあるんですけども、検討していきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） ぜひとも検討していただきたい。そして、その目印、ポイントを後世にぜひ残していくのが我々の責務ではないかと、このように思っております。

もう一つは標示板の問題ですけども、今課長が先ほど答弁しましたけれども、大体126号線から南側、旧八銚線から海岸寄りにこの海拔表示板があります。これは当時、23年3月11日に被災された当時は、聞くところによりますと海岸線に100個ございました。それで私は、その年の一般質問でもう300個くらい追加してくれよということで400個になったということは覚えています。これによりまして、自分が今現在住んでいる場所の高さが分かってきたわけなんです。

それでもう一つは、今後要望するのはもうちょっと126号線、大規模農道、あるいは縦線とこの街道の交わるポイントを、恐らく50から100か所あればいいと思います。何かさっき単価を聞くところによると5,000円でできるそうですので、それによりましてこの地域の皆さんにもっともっと自分たちの住んでいる地盤の浸透、そしてもう一つは、他地域からこの旭市にきた皆さんが、旭市はこんなに平たんなのかと思ってもらえるようにするには、私は非常に効果があるなと思いますので、この辺もよろしくお願いします。

聞くところによりますと、静岡県の焼津市は1,000か所ぐらいやってあるそうでございますので、そこらも参考になるのかなと、このように思っていますけれども、課長、どうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 海拔標示の増設というお話でございました。実際に平時から特定の地点の海拔を意識できるということは、いざというときの避難にも有効であるとは考えております。設置場所等につきましてはさらに精査し、整備できるよう検討してまいりたいなど、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） それでは、避難タワーの再質問をいたします。

避難タワー4基、これは小学校学区に1個ありますよね。飯岡小学校学区1個、三川小学校学区1個、矢指地区、富浦地区と現在あります。そのような中で、メンテナンスは年2回で21万円ちょっとかかるということでございます。

これは、正直私も近くに住んでいる身なんですけれども、あれを利用するような事態が起きた場合は大変困りますね。それと同時に、またあれは鉄のスチールです。いつ駄目になるか分かりません。今後の増設等は考えているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 避難タワーはあくまでも一時避難の場所ということで、今現在4基設置されているところで、当面この4基でしばらくは様子を見たいと、そのように思っております。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） ありがとうございました。

私も学区に一つあればいいのかなというように思っています。それは、この次再質問します津波避難施設築山でございます。再質問いたします。

築山は今スケジュールいろいろ発表されました。実はこれ、長生村の築山へ行って写真撮ってきました。13日の土曜日。これはどのようなことかと申しますと、静岡県の大井町ではもう2年前に既にできています。これをどのように呼んでいるかということ「平成の命山」と呼んでいるそうでございます。海岸線から1.3キロのところにあまして、この造営のアイデアは、江戸時代この地域が高潮に見舞われまして甚大な被害が出たそうでございます。それで着手したそうです。

旭市もやはり津波に遭遇していますし、やはりこれから考えていかねばならないと、このように思っています。それで、聞くところによりますと、避難タワーの耐用年数はほぼ50年くらいかなと、このように言われているそうでございます。しかしながら、この築山は今後500年たっても語り継がれるであろうと、このようにも言われています。

それで私、長生村のこの規模を見てきました。聞くところによりますと、大体これは300人くらいが上に乗れるそうです。300平米ですか、頂点がですね。この土砂等は、その工事を聞きましたら圏央道の土を利用したとも工事屋さんが言っておられました。そんな中で、

旭市は長生村と比べますと人口規模もはるかに多い市でございます。そんな観点から、やるならやはりこれから300年、400年、500年と継がれていくようなものでなければ私はならないと。それともう一つの利点は、日ごろみんなで憩える公園的な雰囲気もございますし、そんなわけで、やはり1,000人近くが避難できる、乗れるような、日ごろまた憩えるような、そういうものをぜひとも考えていただきたいと思いますけれども、市長のお考えはどうか。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 築山の件についてでありますけれども、私も災害が終わってからいち早く築山という部分は考えていたところであります。その後になかなかはかどらなかったという部分は、簡易で設計をしてもらったところ4億円くらいかかるということで、そんなにもかかる築山だったら少し様子を見なければなというような話で、少し延び延びになってしまったところもありますけれども。もう少し簡便な、簡素なといいまして行政でやるわけですのでかなり予算もかかるということで、今詳細設計をやっているところであります。

何回かこの質問もありましたし、私も答えているところでありますけれども、メモリアルパークみたいな、やはりそういったものを後世に残すということは、タワーだけで、そしてまた外階段の複合的な避難場所があるわけでありまして、そういったものはいつかやはり、平野議員が言いますように30年、50年で壊れてしまうということもありますし、築山だったら何百年というような形で後世に残せるのかなと、そんなような思いで、一刻も早く担当に設計をしていただきながらぜひやりたいと、そんなように思っているところであります。

議会の皆さん方も、予算計上するわけでありまして、そういった部分もご理解をいただければありがたいと、そんなように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） ありがとうございます。

これは平成25年3月議会で私もいち早く、こういう袋井市のニュースを聞きまして、やはり旭市には必要ではないかということで言いました。また、市長の答弁を聞きまして前向きなご検討をいただきまして、既にスケジュールが着々と進んでいるようですので、実現に向けて頑張っていただきたいと、このように思っています。

それでは、大きい2番、ふるさと納税について伺います。

これは昨日、滑川議員がいろいろご質問等で、ある程度は分かってきました。その中で、
(2) 番のほうからいきたいと思います。旭市の市民がほかにどれだけやっているかという
ことで、それをもうちょっと詳しく伺いたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） 今お答えしたとおりですけれども、詳しくというのは……

（発言する人あり）

○税務課長（林 利夫） では繰り返しになりますけれども、平成24年ふるさと納税で寄附を
行った市民。これは27名で寄附金額が124万4,706円でございます。同じく25年は35人で175
万円、26年は111人で864万5,000円ございました。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） よく分かりました。

24年が27人で124万4,700円、次の25年が35人で175万円、26年は111人で864万5,000円です
か。少しずつ上がっていますね。これだけ旭市の市民がほかの自治体にやっている実態がよく
分かりました。これは、どっちかというよりよそへやるより自分のほうへやってもらったほう
が効果があるわけなんですので、これはこの辺にしておきまして、次の（3）番に移りま
す。（3）番の再質問です。

これは今後の取り組みということで、きのう市長が、来年の4月からそういうわけで制度
の仕組みを作ろうよということでございましたので、これは28年4月からやるということで
私は認識しております。そんな中で、今このふるさと納税で一番注目されているというのは、
返礼品ですか、記念品ですか、それが今激しくなっているというのが実態じゃないでしょ
うか。ですから、私たちが旭市でやると決めた、報告は行っていますよね、これはやると思
います。そんな中では、やはり節度あるあれでいかなくちや私はまずいのかなということで、
今はどうもふるさと納税が特産品の豪華合戦になっていると。それと、住民税の考え方から
も逸脱しているのではないかと、このように言われています。

ちょうど道の駅が今年の10月にオープンします。それまでに制度化をしまして、できれば、
きのう滑川議員もおっしゃいましたように、そこからうちのほうは農産物コース、肉コース、
海産物コースいろいろありますから、返礼品の額は執行部のほうで決めたらいいと私は思
います。それでやっていけばいいのかなと。

もう一つは、手続きの方法を簡素化していかななくてはならないと。そういうわけでインタ

ーネットのサイトを使ったり、あるいはクレジットカードの決済ができるとか、これらをワンストップで流れるような仕組みを考えていただければいいかなと思いますけれども、答弁のほうをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 華美な返礼品につきましては、総務省のほうから全国の自治体にその辺を自粛するようというような通知も出ております。旭市におきましては、そういう趣旨を逸脱しない範囲でふるさと納税の仕組みを構築してまいりたいと思います。

当然、簡便な方法でやりたいと思います。道の駅を含めまして、それからホームページ、手続きの方法、細かいところまで今検討しておりまして、その辺もなるべく分かりやすい方法でできるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） そのように誰から見ても優しく、旭市に気軽にサイトを通してふるさと納税ができればいいかなと、そのような感じで今思っております。

それでは、大きい3番の農業振興について伺いたいと思います。

これは昨日、米本弥一郎議員からもいろいろお話ありました。その中で、内容等は重複して、先ほど課長からもお話がございました。その中で、何といたしますか、飼料用米は儲かるし有利なのになぜ移行できないかというのは、私はいろいろな問題があるのかなと思います。（3）になっちゃいますね。作付が増えないのは、例えば金になるのが遅いとか、あるいは手続きが面倒だとかいろいろあると思いますけれども、農水産課長はどのように思っているのか、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、このような有利な飼料用米が極端に増えない。手続きが面倒なのかということ、補助金が遅いのかというような話でございます。確かに、旭市内の耕作面積に比べまして、飼料用米の取り組み面積というのはまだ少ないと言えるのかもしれませんが。これは制度の内容が複雑で理解できないということや、交付金が支払われるのが遅いということも理由の一つになるかもしれませんが、主食用米と分けて倉庫へ運んで検査を受ける。これもちょっと手間がかかってしまうということも一つの理由になるのか

なとも考えております。

また、手続きに関しましては、営農計画書を市で受け取る際に職員が丁寧に説明して、飼料用米について説明しております。煩雑にならないように心がけておりますので、簡単に申請ができるようにしてはおります。また、現在飼料用米の取り組みに対しましては、各戸を訪問して推進中であります。取り組み面積が現在、きのうは270ヘクタールということで回答させていただいたんですけれども、飼料用米の取り組みについてのみ変更は7月末まで受け付けるということでもありますので、現在相談の件数も増えております。もう少し多少増えるのかなと思っております。なるべく市民に飼料用米の有利さを分かっているように、周知したいとは考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） 大体そういう仕組みは分かりましたけれども、いざ全部換金なるまでに数か月かかるということも聞いているんですけれども、実際今お米は昔からお金と同じなんですよね。大体取引は現金とか、二、三日待ってくれよということで通常は取引がなされていきました。飼料用米も作るのと同じなんです、食料用米も飼料用米も同じに作っているんです。それで全部換金が終了するまで何か月くらいかかるんですか。分かれば伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 飼料用米を実施した場合に換金がどのような期間がかかるのかということをお答えさせていただきます。

この交付金の支払い時期ですけれども、まず順番を追って説明いたしますと、米農家の方が飼料用米を刈り取って出荷するのが9月から10月になります。その後に買い手の方が検査書類、販売伝票等の書類を取りまとめて12月中旬までに提出するということになります。ですから、どうしても翌年1月に千葉県再生協議会、こちらに実績報告を提出するという流れになっておりますので、各農業者に支払いが行われるのは早くても2月、また2月から3月というような状況になっております。これにつきましては、農協でもつなぎ資金ということで秋の肥料や農薬代の支払いが滞らないようにということで、9月に助成金相当額を低利、0.3から0.5%で借りられるようにしてくれているという情報も入っております。

農水産課といたしましても、なるべく早く農家に支払いが行われるように事務手続きを行

いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） そういうわけで、やはりネックは、正直きつと早くお金が欲しいんですね、やはり支払いが待っていますので。ですから、こういう仕組みを、今JAがつなぎ資金をやっていると。これであれですか、やはり市のほうとしては基金のほうから利息分を補填してやるという方法も考えなくもないんだけど、その辺はどんなものでしょうかね。そして、千葉県は湿田で、ほかに作物が、水稻以外は作れないんですね。これは起死回生のいいあれだと思うんですよ。今すぐでなくて、これはまた検討していただければ私は結構だと思ひます。

それでは質問を続けます。

飼料用米といつても人間の食料になるんですよ。前にも一回、建設経済常任委員会で話があつたことなんですけれども、この流通経路、保管状況等は問題はないのかと。横流しとは言ひませんが、価格差が10倍ございます、簡単に言ひますと。キロ25円ね。食料米になりますと200円しますから。そのようなあれはどのような経路、最終責任とかそんなようなものはどのように今考えているのか。今までどういふことがあつたのか、それひとつ農水産課長、ご説明願ひます、分かれば。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 飼料用米の流通経路に問題がないのかということですが、飼料用米に關しましては平成26年度、昨年度ですが、飼料用米の助成につきましては数量払いということになりました。これには資格のある検査者が倉庫を指定しまして、飼料用米専用で検査を行うこととなっております。

大規模に飼料用米を利用している畜産農家でありますけれども、倉庫で直接米を粉砕して飼料としている畜産農家もございます。確実に利用が行われているものと思ひます。また、ほかの畜産農家でも、畜産農家が取引している配合飼料の会社、こちらと飼料用米の期日、こちらを指定して引き取りに来て、内容を確認しているという状況でありますので、横持ちなどの不正、こういったものは行えないようになっているということでもあります。よろしくお願ひいたします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） 分かりました。そのようなことがないようにということでございます。

(2) 法人等の新規農業参入について伺います。

これは、先ほどないと言っていましたけれども、安倍政権において国家戦略として農業の規制緩和が今じわじわ行われています。日本農業はほかの産業から見たら今後大きく成長できる分野、産業だと今言われています。外食産業、ハイテク企業あるいは建設業、いろんな産業が今農業に狙いを定めているわけでございます。

この間の新聞を見ますと、デンソーと言いますとトヨタ自動車のエアコンとかディーゼルの噴射ポンプですね。そういうのを作っているのが空調のノウハウを生かして、トマトを周年栽培して通常の2倍の効果を上げて、これをどんどん企業化していくということも出ていますし、また、トヨタグループの総合商社のトヨタ通商は、自分が出資開発したベンチャー企業に自分の種で栽培させまして、米を全量買い取って、やはり外食産業とかいろんな大手企業に売って、安定的な収益を見込めるように今やっているということでございます。

ですから、またある飼料メーカーは、肥料を農協に卸して見返りに米を全部買い上げると。自分たちはもう販売先を確保してあるんですね。ですから、今はいろんなのが、米はJA、野菜は東京市場とか、自分たちでやっている人もありますけれども、これからやはり農業の生産の仕方、作り方、あるいは流通がここ数年で物すごく変わってくるかと思います。それは今までやはり規制緩和の網で守られていたと。しかしながら、そうはいかないと。TPPのこともありますし、これから厳しい局面が出る可能性があるし、また旭市は千葉県下第一の生産額418億円とも言います。千葉県全体の生産額が4,160億円。

そういうわけで、いずれここにはマーケットがあるということに来るかもしれません。そんなときに、やはり地元の農家を我々としては守らなきゃならない。そうしますと、農水産課の指導力がこれから試されるかもしれませんので、その辺は今後どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農業への企業の参入ということで、市はどういうふうに考えているのかということですが、個人の生産者と同様に企業が自ら生産あるいは旭市農産物を使用する商品の製造なども、旭市の農業の発展には重要であると考えております。また、担い手不足、耕作放棄地、こちらを防ぐ意味でも有効な手段かなとも思っております。

今後、市といたしましても個人の担い手の育成・確保に努めるとともに、企業においても新たに農業へ参入することが容易となっているために参入企業の増加も予想されます。将来

にわたりまして農業を継続して行えるか見きわめも大切かと思っておりますので、状況を調査しながら進めてまいりたいと思っております。また、どのように地域に根差した存在になっていくのか、地域社会、農業の発展にどのように活用するのか。こちらを考えていかなければならないと思っておりますので、地元の農家と連携ができるような体系ができるように推進したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） よく分かりました。よろしくお願いいたします。

それで、大きい4番の人口減対策。

定住促進の事業をやっている内容は今分かりました。そこで、やはり新築家屋、中古住宅に50万円ずつということで今説明を受けました。やはり中古と新築とでは相当の金額の開きがあると私は思いますので、やはり新築にはある程度の上乗せ、プレミアムが私はいいなと、こう思っています。ですので、多少なりとももうちょっと、お隣の匝瑳市では地元の業者を使えばさらに上乗せということも聞いていますし、私はそういうことは言いませんけれども、一応新築にはもうちょっとの上乗せをこれから考えて、旭市にますます人口が少しでも、その恩恵によりまして増えることを期待していますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ただいまのご指摘、ごもっともかなというふうに思っています。今の50万円という金額の設定ですが、定住促進というか人口増を目的にセットしましたので、価格の負担というよりは来ていただいた方に一律にという発想で50万円。その当時も他市町村の事例、金額等を参考にしながら金額を設定しています。

新築等について少し色をつけたらというようなこともあります。実は、匝瑳市がこの4月1日からまた制度を変えて、若干また上乗せになっています。それらの情報も取りながら、また地方創生というのは「まち・ひと・しごと」ということで、それらの目的とも合致しますので、今その計画をこれから立てていくところでございますので、その中でも人口減対策、定住促進につきましてはしっかりと検討していきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） 一応前向きにね、これからもやりましょう。

それでは、再質問の子育て支援について伺います。

(2) (3) はある程度分かりました。一生懸命子育て支援をしているなどよく分かりました。

そこで、人口減少が一向にとまらない。この旭市も合併した10年前は、たしか7万1,200ですか。この間企画に聞いたら、今は約3,500人減っちゃったということも言われました。銚子市においては2040年、これから25年先には3万5,000くらいになるだろうと。この旭市も5万あるかないか分かりません。千葉県全体で見ますと2040年に84万という人口が減ります。これはどういうことかと言いますと、山梨県が84万7,000人、佐賀県が84万人、福井県が79万5,000人、徳島県が77万人、高知県が74万5,000人、島根県が70万、鳥取県が57万8,000人ですね。もう25年しますとこのくらいの人口が千葉県から消滅しちゃうんです。えらい事態ですね。千葉県はまだ619万人もいるから余裕かもしれませんが。ただ、郡部ですね、農村部、郡部が非常に人口の減りが今激しいようですので、やはり何か対策とか、これからはしっかり皆さんで考えながらやっていかないと、どんどん人口が減るなど。

そこで、出産祝金の問題ですけれども、飛ばしますけれども、時間がないから。今第3子ですね。たしか保育所等いろいろ無料になっていますけれども、この間報道等で見ますと、岡山県ですか、高梁市というのが3子に50万円、4子に100万円と、そういうニュースでやっていましたけれども。うちのほうもここらで思い切って3子目から100万円ということは、これから直ちにやれではなくて、これは私がさっき言ったように子どもは宝ですから、思い切っているんな財源を捻出してぜひこれから考えていくことがいいのかなと。

今一番問題は、銚子市のほうの人口がどんどん減って、この間読売新聞に出ていましたけれども1年間で1,200人も減っちゃっていると。その3分の1近くが神栖市に流れている。向こうは仕事もあるし、住民サービスが非常によろしいということらしいですね。ですから、そんなわけで、これから子どもたちは宝ですので、できるものは少しずつお金をかけて、この旭市にとどまってくれることを考えていかねばならないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 出産祝金につきましてインパクトのある、発信力のあるような、一気に金額を引き上げることができないかというご質問ですが、この事業は市の単独事業でありますので、財源をいかに継続して確保するかというような問題がございます。一方で、保育料第3子以降の無料化ですが、先ほど申し上げましたように1人年間20万円強の保

育料を無料としております。家庭の所得状況によって異なりますが、平均しますと3年保育で約60万円、5年保育ですと約100万円に相当します。この金額は全国的にも高額な出産祝金の金額に引けをとらないものと考えております。

このようなことから、現在進めています保育料第3子以降の無料化をはじめ、旭市の特色ある子育て支援策の情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

なお、ご提案いただきました出産祝金の引き上げにつきましては、ご要望として受け止めていただき、今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） よく分かりました。

恐らく、こういうのはどんどん人口が減れば、よその自治体でもそういう案が出るかもしれないので、よろしくお願いします。

それでは、最後の大きい5番目、空き家対策について伺います。

（1）旭市には約3,230戸くらいの空き家があると言われています。そんな中で、今後は空き家の調査実施ですか、そのような計画はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 空き家の調査ということでございましたので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

今年度、実は県内の市町村が構成団体となっております千葉県住まいづくり協議会の空き家等対策検討部会に市のほうで参加しました。先進事例、それから他市町村の動向を踏まえまして、適切な空き家等の対策ができるよう、関係課も含めた体制づくりをしていくというのがまずあります。その中で、今年度市内空き家調査を実施する予定であります。これは予算も盛っております、空き家調査業務委託ということで予算は85万円ほどでございますけれども、これで今年度空き家調査を実施するということでございます。

○議長（景山岩三郎） 平野忠作議員。

○12番（平野忠作） これは空き家措置法というのができまして、自治体の強制執行もできるようになりましたし、また罰金も科せられるようになりました。今後、やはりこれは人口減少と連動してますます空き家は増えるものと思います。そんな中でいち早くそういう空き家の管理というのも重要となると思いますので、速やかに調査実施して、その対応を速やか

に行っていただきたいと、こう思います。

あと最後になります。（２）の有効利用ということですね。

これも関連があるんですけども、先ほど課長がおっしゃったように、空き家バンク等、まずは掌握しないといけませんね。空き家が空いているかどうか。それをまず見きわめて、これからそういう制度を作って有効に活用していくことが求められると思いますので、これからのそういう制度を作って実施をして、空き家をなるべくなくすように、あればあっても有効活用ですか、そうしていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（景山岩三郎） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成27年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

今回私は、現在の旭市の状況、将来に向けての6項目について質問を行います。

質問内容については、今まで質問なされた方々と重複する点もあろうかと思いますが、私なりに観点を変えて質問したいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、地方交付税の見直しについて伺います。

今や我が国の財政はまさに危機的状況に入っていると思います。いかに今の財政が大変か、政府予算案や個人金融資産を全て千分の1にして、仮定の問題として考えると分かりやすいと思います。例えば、年収が481万円の方が年間に924万円使う。足りない445万円は借金で

賄うというのが現在の政府の予算案であります。借金総額は長年積み重なったものが9,731万円まで膨れ上がっております。これは3年前の統計ですので、現在はこれが1億円ということでありましょう。こんな状態がいつまでも続くはずがございません。

財政の悪化に追い打ちをかけるのが、先の東日本大震災です。徐々に影響が出てまいります。当然、歳出の削減、地方交付税の見直しもなされると思いますが、どのような方向性を目指しているのか、国の動向について伺います。

次に、職員の不祥事について伺います。

今回の場合は、職員は既に退職なされているということですので、処分の内容等については伺いません。過去に何度か不祥事が発生しましたが、その処分の根拠、基準等について、この点だけお伺いをいたします。

次に、新庁舎の建設について。現時点での状況についてお伺いをいたします。

先日、伊藤保議員の質問に市長が、敷地面積1万平方メートルというお話がございました。これは公園をつぶした分、その分どこかに公園をやはり造らせられるのか、併せてお伺いをいたします。

質問の大きな4番目、道路問題について。

これからの整備予定、生活道路幅員4メートル未満の整備について。通学路の整備について、危険箇所はどのくらいあるのかお伺いをいたします。

ふるさと納税については、昨日の滑川議員、本日も平野議員が質問を行いました。滑川議員の質問によりますと、ふるさと納税額、一番大きい市は長崎県平戸市、人口を調べましたら旭市の約半分の3万4,000人の小さな市であります。1年間に14億6,000万円も集まったということで、大変驚いております。先ほどの平野議員への答弁でも、28年度にというお答えでございますが、ぜひ早急に取り入れることができないのか、改めてお伺いをいたします。

最後に、空き家対策について伺います。

市内でも老朽した建物、今にも崩れ落ちそうな建物が多く見受けられるようになってまいりました。当事者はすっきりさせたいと思っても、いろいろな要因でできないのが状況だと思います。しかしながら、治安上、防災上、生活環境、景観上等、いろいろな弊害も出てきているのも事実であります。このことは何も本市に限ったことではなく、少子・高齢化の産物として全国的に大きな問題となっています。

これからは、増えることはあっても減ることはないと前回の質問でも申し上げましたが、あれから3年がたちました。市としてどのような対策を考えておられるのか伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、一つ目の地方交付税について、国がどのような方向を目指しているのかというご質問に、今分かっている範囲でお答えいたします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するための地方固有の財源であります。

国は、地方財政対策として、平成25年8月に示された中期財政計画、これは27年度までであります。この中で、国と地方を併せた基礎的財政収支の赤字の早期解消に合わせ、地方財政については安定的な観点を踏まえ、地方の必要な一般財源の総額を平成27年度までは25年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされてきました。28年度、来年以降の地方交付税の総額については、例年、今年6月下旬に閣議決定される予定の地方財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」と言われるものですが、これを受けて策定される中期財政計画、これから先の28年度以降の計画、これや年末に示されます平成28年度地方財政計画に具体的に計上される予定となっております。

ただ、近年の国の財政状況等を考慮しますと、議員ご指摘のとおりこれまでどおりの交付税額の確保ができるかどうか、これについては懸念されるところであります。

現段階におきまして先日、これは6月10日ですが、経済財政諮問会議の中で骨太の方針の骨子案が示されております。この中では、交付税改革においては自治体が地域経済再生と財政健全化に取り組んだ成果、市町村の地方が取り組んだ成果、結果を交付税に反映させる措置を拡大するなどの方針が示されております。

地方交付税は旭市にとって非常に貴重な財源であることから、今後の地方財政改革の動向には注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、私からは2番の職員の不祥事について、それから3番の新庁舎建設について、それから6番の空き家対策につきましてお答え申し上げます。

まず、職員の不祥事でございますが、根拠・基準等ということでご質問がございました。まず根拠でございますが、懲戒を行う場合の根拠、これは地方公務員法第29条に「懲戒」と

いう規定がございます。当然その中の33条で、「信用失墜行為の禁止」に抵触するんだろうなということで行うものになります。基準なんですけれども、当然職員の懲戒を行う場合、これに関するととき公正を期するため、市の職員分限及び懲戒審査委員会にはかることとなっています。また、市の職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例というのもありますので、ここでも手続き等を規定している。

あと、処分の関係なんですけれども、人事院の「懲戒処分に関する指針」というのがあって、これを参考にすること。それから、他の自治体での同様事案での処分状況、これまで市で処分された事例などを総合的に勘案して判断していくこととなります。

次に、新庁舎の建設についてでございます。

現時点での状況ということでございます。まず、新庁舎の建設場所につきましては、昨年策定した新庁舎建設基本構想の中で4か所の候補地、これを設定いたしまして、市民の代表等で構成する新市新庁舎建設市民会議におきまして、その議論の結果、市民会議として都市計画の変更手続き、それからいろいろな課題があるということですが、市の中心部にあって市民の利便性も高い、防災拠点としての公園としての活用が図れる点等を総合的に判断して、旭文化の杜公園が望ましいというようなお答えをいただいたところでございました。

そこで、文化の杜公園を第一候補ということで、今県と協議を進めている段階でございます。当然、市民の利便性、防災面等から、文化の杜公園で意見集約をした中で、どのような法令等の手続きを進めればよいのかも含めて、今県の、実際には公園緑地課が窓口になっておりますけれども、ここと話し合いを行っている。本年度におきましては、正式に都市計画変更に向けての手続きを進めるための準備をしていると。これは協議が整えばという、話し合いが整えばということになるかと思います。

それと、代替の公園を求められるのかというご質問もございました。

都市計画公園を減らす場合は、その機能を補完するために代替公園用地を手当てする必要があるにありますが。通常であれば、現公園用地のところを拡大するような形になるんだと思うんですが、現状周辺に用地がない場合には、別の場所を公園用地とすることで協議は進められるのかなということでございます。

それと、飛びまして6番の空き家対策になります。

実際、議員ご指摘のとおり適切な管理が行われていない空き家につきましては、防災の面、それから衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがございます。これを受けて、国のほうでも「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、これが施行されまして、

空き家対策の基本指針等が定められたということでございます。

本市におきましても、同法に基づいた空き家対策を実施するために今後必要となる空き家の実態調査、これを実施して、その体制づくりを進めていく予定になっています。これは先ほど平野議員にお答えしたとおりでございます。今年度この調査を実施して、実際には「特定空き家等」という規定もございますので、こういったものがどのような形で存在するのか、その辺も含めて調べていって、その先の対策を考えていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目の道路問題について、私のほうからは1点目、2点目についてお答えをさせていただきます。

初めに1点目、これからの整備予定についてとのお尋ねでございますが、これからの道路整備予定とのことですので、現在施工中の路線も含めた整備計画を申し上げます。

既に着工している路線としましては、南堀之内バイパス、飯岡海上連絡道路三川蛇園線ですが、こちらにつきましては引き続き事業を進めてまいります。

次に、旭中央病院アクセス道南北線は、現在用地買収及び物件補償を進めております。

また、2本の津波避難道路につきましては、測量及び実施設計業務中でございます。本議会にて、（仮称）横根三川線の道路認定の議案を提出させていただいております。

なお、今後の新規事業につきましては、現在継続中の事業の完了を見据えた上で旭市国土強靱化地域計画、旭市総合計画、新市建設計画等の主要な計画を考慮し、実施について計画をさせていただきます。

続きまして、2点目、生活道路の整備についてお答えを申し上げます。

生活道路の整備につきましては、これまでも何度となくご質問をいただいておりますが、改めて整備基準についてご説明をさせていただきます。

まず、新しく道路舗装する場合は、その道路が市道であることが必要になります。道路の幅員については原則4メートル以上としております。また、幅員4メートル未満の道路であっても、工作物や建物など支障物件の移転等に係る諸問題や関係地権者の同意が得られないなどの理由から拡幅ができない道路を狭隘道路と定めており、これらについては予算の範囲内で舗装等の工事を行うものとしております。したがって、幅員4メートル未満の道路であっても、利用状況や路線の重要性などを考慮した上で新しく舗装することができますが、実際には4メートル以上の道路の舗装を実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、道路問題についての（３）通学路の整備についてお答えいたします。

まず、通学路の安全確保に関する取り組みとして、市教育委員会では平成27年１月に旭市通学路安全推進会議を設置し、旭市通学路交通安全プログラムを策定いたしました。本プログラムに従い、学校、保護者、警察、県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、学校教育課等の関係者が立ち会い、市内小学校を毎年５校ずつ３年サイクルで合同点検を実施しているところです。また、合同点検に当たりましては、保護者からの事前調査を基に点検箇所を特定いたしまして、合同点検終了後は具体的な対策について関係者間で協議し、改善へつなげることであります。

なお、本年度は既に琴田小学校、中央小学校区において合同点検を実施し、琴田小学校区では16か所、中央小学校区では９か所の点検をしたところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、５点目のふるさと納税について、早急にできないかというようなご質問でございますけれども、ふるさと納税につきましては今までお話ししておりますように準備を進めておりますけれども、一番いいのが、道の駅がオープンしてそれと同時にというのは確かにございます。ただ、ちょっと細かなものを検討していく中で、やはり返礼品をどうするかというのは大きな問題になります。

道の駅に事前に出荷者の内容だとか品物について、今調査しておりますけれども、通年にそろそろ品物がどれだけあるのかとか、それから加工品がどれぐらいあるとか、いろいろ分析する部分もございます。品物の全てを道の駅に委ねるという方法もありますが、そうしますとやはりオープンしてからでないとその辺も確定しない部分があります。10月から12月にかけてその品物と状況がある程度、道の駅も落ち着くと思いますので、その間に返礼品等を確定して、12月あたりに条例、要綱等を提出して、年が明け啓発等を行っていくというような流れが今考えているところなんですけれども。

そのほかに、やはり件数がかめないんですけれども、他の自治体に聞きますと件数が多くなった場合にやはり事務処理が結構大変だと、手間がかかるというようなことで、よその状況を見ますと大体が業務委託しております。業務委託することによって、ホームページだ

とか申請手続き、品物の返礼品の問題、全て一元化でやっていただけるというようなところもございます。大概そういう形でやっております。近隣の状況もそうであります。そういう業務委託する場合の業者との打合せ等を、これから進めていくこともあります。

それから、税の仕組みが変わりまして、確定申告をしない方の場合なんです、その場合には寄附をした方が寄附をした先の自治体から寄附をした人の自治体へ書類が回ってきて、確定申告をやらなくても住民税が控除されるというような仕組みに変わっている部分があります。ただ、これも全てが確定申告をやらなくていいかということではありませんので、端的に言えば、農業者なんかの場合は確実に確定申告をやりますので、農家の方が例えばふるさと納税した場合には、これは確定申告をやって、そこで控除の申請をするというような、細かくいけばそういうところもあります。したがって、税との協議等もございます。

そんな形で、ちょっと細かなことの中で、今の流れの中では来年の4月からというような形が今考えられている流れでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、財政課長にお尋ねいたします。

ただいまの答弁によりますと、やはり将来的にはという、今まではどんどん交付税は増えてきたんですが、これからは減らされるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） はっきり減らされるということではないかと思えます。というのは、地方交付税の目的そのものが、国民が等しく暮らしていくための基礎的な収入だということでもありますので、必ずということではないということだと思えます。

平成27年度の地方財政計画では、地方交付税は原資の安定性の向上、充実を図るため、法定率の見直しを行い、これは交付税の財源となる国税の地方分の率ですね。これの見直しを行い、総額は適切に確保されるとしておりましたが、平成28年度以降については、国と地方の財政赤字の縮小や債務残高の抑制などの財政健全化を推進する中で、地方交付税総額については27年度と同様に国の一般会計からの繰り入れである別枠加算の縮減、それから臨時財政対策債の発行額の抑制などを図っていくということで、交付税の増額はまず期待できないという状況だと考えます。

さらに、旭市においては平成32年度の交付税合併算定替の終了、これがありますので、今

に比べれば旭市にとっては減っていくのは間違いないと。ただ、ある程度減ったときにさらに減るかということについては、もう少し国の議論を待ちたいということだと思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 昨日の米本議員の質問にもございましたが、もう二、三年すると歳出が50億円違ってくると、こういうことでございましたが、今後の財政運営はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 昨日もありましたが、交付税が減額されていく中、今後の財政運営は厳しくなっていくということは確かだと思います。市税等の自主財源の確保とともに事務事業の見直しや人件費の削減、さらには公共施設の統廃合など、歳入歳出両面にわたる改革、これを進めながら持続可能な財政運営に努めていきたい、そんなふうを考えております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） インフラ整備等についても支障が出ると思われそうですが、いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） インフラの整備につきましては、住民生活にとって必要不可欠なものでありますので、実施に当たっては財源に限られた中、その優先度、重要度、これをしっかり見きわめるとともに選択、それから集中を行うことで適切に進めてまいりたいと考えております。

また、多額の経費が必要となるインフラを含めた公共施設等の維持管理につきましても、今後策定される予定の公共施設等総合管理計画、これを見ながら効率的・効果的な予算配分に努めていこうと考えております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これは質問ではございませんが、今、維持管理というお話も出ましたが東京都庁、あれは何千億円かかったか忘れましたが。あれを今直すのに、当時建てたより余計お金がかかると、そういう今状態になっているという声を聞きましたので、今後のインフラ整備についても、そういったことを考えて執行していただきたいと、このように思います。

次に、新庁舎の建設についてお伺いをいたします。

昨日の市長の答弁では1万平方メートル、敷地面積。ということは、これを買いかえるということはあれですか。1万平方メートルの公園用地が新たに求めさせられると、こういうことなんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1万平方メートル、必ずしもぴったりのということではないです。同じような機能を持ったところがこういう形でできて、その代替がこれで図れますということが説明できれば、一部面積が絶対イコールでなくても話になるのかなというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうしますと、こういうことが例えば市民会議であるとかパブリックコメントでは、そういうことは皆さん知らなかったと思うんですよ。市民会議とかでその買いかえに対する意見とか出ましたんでしょうか。それと、仮にそうなった場合に、もうこれ以上公園は必要ないと、このように前回私委員会でやったときに、前総務課長もお答えだったんですよ。ところが今のように求めるということになるとね、それを理解してのパブリックコメントの回答だったのか。その点、そういう公園の土地の買いかえという意見は皆さん認識していましたか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 細かいところまで全て認識していたかどうかというのは、それはなかなか難しいところであろうと思います。ただ、少なくとも都市計画の変更手続き、それから公園の代替機能というのは、どこかの段階で職員は必ず説明していると思います。ですので、市民会議の中では、補助金返還等の課題ということも議論されておるところでございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） では最後に、返還金はどれぐらいになるのか。あと、庁舎は大体何階建てくらいを予定しているのかお伺いをしたいと思います。

といいますのは、ちょっと先輩にも申し上げたんですが、本当に旧飯岡の役場、今の飯岡支所、あれは本当によくできていると思うんですよ。1階に市民が利用する全てのフロアが

そろっていて、2階が議会とか委員会室、あと町長室あたりだったんですか。ですから、町民が行くと下の階で全部用事が足りるんです。例えば、高齢者が行って年金の手続きするのに、税務課行って手続きして、市民課行って住民票取ったり、あるいは福祉課行って何かをもらったり、全部下で取れて、あの飯岡の役場すごく雰囲気いい庁舎だなと、いまだに思うんですが。

ですから、検討していないのであればね、やはり広いスペースでお年寄りがいちいちエレベーターを上がって上へ行ったり下へ行ったりやらないで、そういうのができたらいいなと、そんなふうに思っているのですが、併せてご答弁願います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、返還金の話がございました。これで今、国庫補助金、まちづくり交付金を受けて整備した経緯がございますので、それを今考えているところで、あくまでも事務局での想定した金額ということであれば、それは約1億2,000万円ということになるかと思えます。

それと、ワンストップ、何階建てというそれぞれご質問がございました。

実は今、全ての課を対象に窓口執務環境現況調査という調査を実施しました。それと、その中で新庁舎の適正規模の概算、それからお客様の動線を調べるために、そのお客様が窓口へ来たときに次に何課へ行って、どういう用事を済ませて、どうやって帰ったか、それも調査をしました。そういった動線も確認しながら各課の配置を検討することになります。できるだけ市民の方がワンストップで済むようにというのが調査の趣旨でございました。できるだけそれに沿っていきいたいなということを考えております。

それと、階数でございますけれども、当然下のロビーはある程度のゆとりをもって、それから上に伸びるという形でございますので、たしか基本構想の段階では約1万2,000平方メートルという数字が出ていたと思います。これは、当然それに決定するわけではございませんけれども、その数字をある程度考えていくということであったときには、下のところの面積と、あと上に伸びるということであれば、少なくとも2階ではないだろうということになるんだろうなということでございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは次に、道路のほうをお願いします。

ただいま答弁がございましたが、合併前に協定というか要望でしたか、0207号線に続く

0208号線はどのぐらいの予定ですか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 海上町道0208号線ですが、こちらにつきましては新市建設計画で計画されておりました地域間連絡道路の整備、海上町道0208号線道路整備事業に位置づけをさせております。こちらにつきましては、現在平成26年度で概略設計を実施、完了したところでございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この後どのようにになりますか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の予定でございます。先ほども回答しましたとおり、現在市では5本の大規模な道路の新設、または改築を行っております。この事業の実施には市単独の予算では実施できないため、社会資本総合交付金あるいは復興交付金と合併特例債等々の財源を使いながら実施しているところでございます。

社会資本総合交付金の今年度の交付額でございますが、市で要望いたしました金額、これを下回っている状況にあり、これ以上の同交付金事業での同時施工、これは財源的に不利と考えております。現在実施中の事業完了が幾つか見込めた時点で、次の実施の検討をしたいと、このように考えております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 次の狹隘道路の件ですが、条件がそろえばやっていただけるということでございますが、これがなかなか進んでおりません。毎日生活する道路でありますので、新しい道路も大いに結構なんですけれども、こういった狹隘道路は概算で大体どのぐらいあるかお分かりになりますでしょうか。それと、前回聞いたときに4メートル未満だと1メートル舗装料金が1万円ぐらいと聞いたような考えがあるんですが、間違いございませんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 狹隘道路としての舗装工事、実際には行っていない現状でございます。

それと、生活道路と言われる部分でございますが、これは幾つか今年度もお話がございました。といいますのは、いわゆる身体障害者の方、車椅子等で歩行するのに、やはり砂利道ではなく舗装を願いたいというご要望がございましたですけれども、やはり幅員の問題等々ございます。改めて、そういった方々がふだんお使いになるところは、舗装とまではいかなくても何らかの処置をしなくてはいけないなということで、現在課の中で検討しているところでございます。

それと、平米単価でございますが、若干の上乗せはございますけれどもほぼ1万円というような形でご認識をさせていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） いつか私が質問したときに同じ意味言ったんですよね。車椅子の方が表に出られない。もう一人の奥様のほうが歩行器ですか。これも道が砂利道でできないと、そういうやっぱり要望があったんですね。ですから、1メートル1万円でできれば、1万メートルやっても1億円なんですよ。ですから、そのぐらいあれば結構かなり市内の不便なところが解消できると思うんですよ。ですから、そちらのほうをできれば何とか潜り込ませるというか、そういうあれでやっていただきたいと思うんですが、ご検討願いたいと思います。いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） バリアフリー法というものがございますが、そちらの道路に当然照らし合わせてやります。ただし、新設の部分にはそれが可能ですが、議員おっしゃいますような本当の生活道路につきましても、今課内で検討を始めたところでございます。いずれにしても、これは上司にも相談をかけまして何らかの対処、これを考えております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 上司に相談ということでございますので、どうですか、最後に市長。市長も初めて選挙に出られたときに、こんなに旭市は道の悪いところがあるんだと、これは私が市長に当選したらやりたいということをおっしゃっていますのでね、前向きな答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、木内議員からお話がありましたように、前伊藤市長も生活道路、門

から出るときに長靴をはいて出るというようなことは改善していかなければならないというような話もありましたし、私も同じような考えで、生活道路で門から砂利道の中を長靴はいていくということは極力改善していかなければならないなど、そんなような思いで取り組んでいるところでありますけれども。

今建設課長からお話がありましたように、どのくらいの要望件数があるのか。そしてまた、どのくらいのキロ数があるのか、そういったことを担当のほうでよく調査してもらいまして、それが予算の範囲内でできるということであれば、計画的にそういった生活道路の部分については舗装していきたいなど、そのように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、道路問題についての（3）通学路の整備についてをお伺いをいたします。

今年の3月に、旭二中の女子生徒2名が自転車に乗っている最中に、運転手が意識を失った乗用車にはねられました。これはもうご存じだと思いますが、2名のうち1名は大けがをして、片目が失明に近いほどの視力を失う重傷を負っております。車を運転していた運転手は糖尿病で、血糖降下剤を服用しており、その副作用による低血糖で意識を失って事故を起こしてしまったようであります。

これからの社会の高齢化に伴い、運転中に意識を失ったドライバーが事故を起こしてしまったり、また、通学路に車が飛び込んだりという事件が時々起こります。

いずれの場合にも、子どもたちには何の落ち度も責任もないのであります。全て我々大人の責任であります。

通学路の安全対策、早急に行うべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 議員おっしゃいますように、通学をする児童・生徒等の安全を図るのは、やはり道路管理者としての責任もあると思います。現在も市内各地におきましては、歩道の設置等の交通安全対策の要望がかなり多くございます。

しかしながら、どうしても物理的な問題がございます。県道、市道ともに、なかなかその用地というものの確保が難しい現況でございます。

そのような中でも、県と今対策を練っておりますのは、いわゆる路肩部分に対するペイント、緑色のペイントを、現在市内の数か所で実施をさせていただいております。今後も通学路に関しましては、学校教育課等々と連携をとりまして、でき得限りの対策を実施したいと、このように考えております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 前にも一度申し上げたことがあるんですが、中央病院の、今、医師マンションが建ちました。南側の道路が車の通行量が多くいつも大変危険だと、こう感じております。

実は、けさもここへ来るときに、私、そこを通ってみたんですね。それで子どもたちと同じ目線で、子どもたち大体この辺ですからしゃがんで見ます。そうすると、大体車のサイドミラーあたりが目の前を通るんですよ。子どもたちはもう対向車線とか全く見えませんので、非常に怖いです、目の前を車がこう通過して。

ですから、今医師マンションが建ちましたが、あの南側、スペースをあけてありますよね。あれ、恐らく将来の歩道とかを見越してあけてあるんじゃないかなと、このように思います。あのカーブ、非常に危険なので、その先、旭農のテニスコートとかありますので、そこら辺を協力してもらって、中央小の児童・生徒の安心な通学路というようなお考えがあるかどうか伺いたします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 中央病院裏側の道路につきましては、地区住民、中央小学校の父兄等多くの方々からご要望をいただいております現状でございます。

今回、医師マンションの建設に伴いまして、病院敷地の一部を歩道スペースとして確保いたしました。この確保した区間につきましてはアスファルト舗装をして、暫定的な歩道スペ

ースとして、今年度中に供用開始する予定でございます。

また、ここより西側の旭農業高等学校までの区間に関しましては、今年度、測量調査設計、こちらに入る予定でございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先日、日経ビジネス6月号というのが、病院経営ランキングというのを初公開いたしました。旭中央病院が全国でも36位、収支ですね。それで、千葉県内では第3位でありました。上位を見ますと、船橋の何か整形外科病院とか、ベッド70ぐらいの病院なんです。ですから、900以上の病院だと、同規模の亀田総合病院あたりを大きく引き離しての堂々の3位なんですね。

このような立派な病院の前の道路が通学に危険というのは、ちょっといただけないと思うんですよ。ですから、いろんな予算もありますでしょうが、ここをイの一番にというか、早急にお願いをしていただきたいなと、このように思っております。

今、黄色のペンキとかグリーンのペンキとか言いましたが、学童注意とか道路には書いてあるんですが、もうそれがはげちゃって見えないんですよ。それと、白線も線が消えちゃって見えません。ですから、歩道の整備が間に合わないのであれば、それぐらいはすぐできると思います。

それと、中央小学校の近くにも、電柱に黄色いシートで「学童多し、運転注意」とかあるんですが、ああいうのもやり替えていただければ、安全のために非常にいいと思うんですが、もう一度お答え願います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 中央小の通学路、議員ご指摘の部分につきましてですが、今現在、白線の引き直し、それと、中央小の正門から西側に向けての路側帯、こちらのほうの、今準備をしておるところでございます。近々に発注したいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうせやるんですから、なるだけ早くお願いしたいと、このように思います。

それでは、次に、ふるさと納税についてであります。何度も質問して、早くと言うと、来年の4月以降といういつもお言葉なんです。これはたしか高橋秀典議員が1年前にやはり質問しているんですね。その時に、1年ぐらいしたら考えるということだったんですよ。

ですから、もうどんどん考えてあったのかなというふうに思うんです。

それで、先ほど確定申告で税金が返ると言っていましたね、寄附した人は。そうすると、確定申告は大体12月いっぱい収入でしょう。ですから、12月までに寄附すれば税金が返ってくるわけですね。ですから、そんなにこれは条例っていったって、よそに幾らでもできているわけですから、条例もそんなに時間はかからないと思うんですよ。ですから、先日、滑川議員も14億6,000万円も入っている市もあるんですから、旭もこれに道の駅に併せてやれば、相当の税金が入るんじゃないかなと。今年度の道の駅の赤字ぐらい、これでペイしちゃうんじゃないかななんて私は考えているんですが、しつこいようですが、少し早目にやるようなお考えございませんか、早めるような。条例が駄目だったら、あとで変えればいいじゃないですか。取りあえずやってみるというお考えどうでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） なるべくそういう形というのが一番いいとは思いますが、近隣の今までの状況をちょっと見た中では、やはり近隣も始めたいきさつにつきましては、皆目、件数につきましては見当がつかないというような中でスタートしてはいるんですけれども、うちのほうも震災の関係で市長が言いますように、そういう事情を特殊事情でやってきましたので、準備はしていなかったのかというようなところもあるかとは思いますが、悪く言えば出遅れているというところもあるんですが、そうしますと、よその状況を見ますと、非常に品数も多いすばらしい所が結構あります。

じゃ、それに一発目スタート、それでできるかというような問題もあります。いや、できないにしても、じゃ、できるところから品数を少なくしてやったほうがいいのかという方法もありますが、その辺、やはりスタートするにつけては、それほど出遅れたようなスタートも切れませんし、標準以上のレベルでスタートできればなということもありますので、そういうことを考えますと、先ほど言いました、ちょっと細かな部分でいろいろと検討していくべきものがあります。

業者委託、先ほど言いましたけれども、最初は確かに件数が分からなかったもので、自分たちでやっていたところも結構ありますけれども、やはりすぐ業者委託に切り替えたというようなことで、その業者のほうもやっぱりいろんな業者があります。これだけ普及してきていますので、サービスがいい業者、それからそれほどない業者もありますので、その辺の吟味をしながら、業者の今選択といたしますか、話を今聞いている途中でございます。

ですから、例えば、1か月ぐらい早くできるかとか、そういうことは可能であればできるかなというところはあるんですが、その辺、2か月前にできるとか、そういうのがちょっと今つかめませんので、なるべく早くスタートできる状況が整えば、1か月でも早くできるというようなことがあれば、そのようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） くどいようですが、できれば申告年度というか、そういうあれでやっていきたいと思いますので、ぜひまた再度ご検討をお願いして、次の質問に移ります。

空き家対策についてであります。これは前にも質問したことがあるんですが、その時も言ったような記憶もあるんですが、空き家を市内の宅建業者、三十数社ありますので、その方々に管理あるいは入居を任せると、こういうことにすれば、治安の維持上、あるいは人口増にもなりますので、大都市はそういうことを行っているそうなんです。旭市としてはそのようなお考えございませんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 空き家の活用ということでございます。

実際に、確かに全国の市町村を見ますと、宅建の業者にお願いをいたしまして、管理、入居を任せている所、これは現実にあると思います。

ただ、旭の場合、まだ、空き家の把握自体ができておりませんので、今年度、国のほうが、先ほど申しあげました法律ができた関係もありまして、今回、国のほうが空き家等という大きなくりの中で、さらに、そこの中の特定空き家というのを決めていくような、そういう方向を出しています。そうすると、使えるものと使えないもの、選別していくという必要もありますから、まず、一義的には一度調査をするのが先なのかなというふうに思います。その活用については、その先の課題ということで捉えさせていただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ただいま特定空き家等というお話が出ました。やはりこれも重大な問題だと思います。管理のされていないような、5年とか10年ほっておかれているようなことを言うんでしょうけれども。これは、幾らそういう廃墟みたいな建物でも、憲法上はその財産権というのがあるでしょうから、やたらにはそうできないんでしょうが、これが空き家対策特別措置法、そういうことを鑑みて、先月このやつが全面施行されたと思うんですよ。で

すから、幾ら憲法で保障されたといっても、財産権のようなものは、多少緩くなってきているんじゃないでしょうか。公共のために迷惑をかけるとか、そういうものであれば、これにも立ち入りだとか指導、勧告、命令、こういったことができる、この法律ができたんですから、そういったことを考えて、この特定空き家はどのぐらいあるのか。こういうのは、別にそんなに経費がかからなくて、私なんか地元だったらすぐ分かりますよ、もう何件あるかって。ですから、地区の方々、区長でも誰でも聞けば、すぐこれは何件あるかというのは把握できると思うんですよ。そんなにお金を、先ほど65万円とか幾らかけると言いましたけれども。

(発言する人あり)

○18番(木内欽市) 85万円ですか。そんなにかけなくても、区長にはお骨折りかけますが、各区の区長に言えば、もうそれで何日もしないで分かると思うんですが、今、特定空き家、どれぐらいあるかはつかんでいないんですか。

○議長(景山岩三郎) 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 残念ながら、特定空き家の数というのは、市のほうでは把握しておりません。

実際に特定空き家の、例えば勧告をして、最終的には代執行までできるような今回の法律でございますけれども、そこに至るまでに、前段として、空き家等の対策計画というのを立てる必要がございます。そのためにも、一度調査を実施するのは必要なかなということで考えているところでございます。

○議長(景山岩三郎) 木内欽市議員。

○18番(木内欽市) この項目の冒頭にも申し上げましたが、やはり今にも崩れ落ちそうな空き家は、景観上、非常にやはり旭のイメージも損なわれます。ですから、こういうことをこのような建物を指導、勧告して撤去してもらうということであれば、その跡地に、また移住してきて家を建ててくれる人も出ますでしょうし、住宅も建つこともあると思いますので、最終的には人口増に役立つわけですから、ぜひこちらのほうの対策を早急に進めていきたいと、このように思っていますが、最後に市長のご見解を承りたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(景山岩三郎) 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、総務課長から話がありましたように、今、特定空き家の数、そういったものを掌握するために調査を行うということで進んでいるところでありまして、そういったことと同時に、やはりある程度空き家対策というものも庁内で検討して、ほかの特定空き家でない空き家の場合、利用価値をどのところにやっていくのかどうかということをそういったことも検討していきたいと、そのように思っております。

特定空き家、区長方にお願ひすれば済むのではないかなというようなこともありますけれども、なかなか区長も、今、仕事がいっぱい多いということもありますし、特に出たり入ったりの一戸建ての住宅とか、町の中には相当いろいろありますし、やはり民間の方々が調べて調査して報告をするというのには、後々のやっぱりいろんな計画の中でもいろんな部分があるかなと思いますので、しっかりとした委託をして掌握をしていきたいと、そのように思っております。

いずれにしても、空き家対策は早急に考えていかなければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願ひます。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

大きく分けて3点の一般質問を行います。

1点目は、文化の杜公園の新庁舎用地の転用についてであります。文化の杜公園、市民の強い要望によりまして、長い年月をかけて整備されました。そして、今では市民の憩いの場として、また、健康管理の場など、多面的に利用されています。

しかし、今、この公園、パブリックコメントなどと市民の総意のような言葉のもとに、新庁舎建設の候補地に挙がっています。これでは、市民のために先人たちがせっかく苦勞して整備した公園、当初から、この公園の必要がなかったということで、全面否定につながるのではないかと思います。また、まるっきり計画性がないのではないか、その点を含めて何点か伺ひます。

1点目は、取得面積と取得価格並びに造成費について。

2点目は、附帯設備の事業費について。

3点目は、総事業費と補助金について。

4点目は、着工と完成年度について。

5点目は、公園建設の目的について。

6点目は、新庁舎予定地の事由について。

7点目は、転用の予定面積について。

次に、大きな2点目の下水道事業についてであります。6月5日は国連においても世界環境デーに制定されていますが、環境問題は世界というより地球規模の問題となっています。我々人間は経済の発展、それに伴う生活の向上、行き着く所は快適な生活環境です。農村地帯でも生活の向上による生活様式の変化のため、自然の力だけでは雑排水の処理ができなくなり、沼や河川の汚染が大きな社会問題となりましたが、今では下水道、浄化槽の整備が進められ、改善されました。しかし、汚水処理のために、環境という錦の御旗の地域の実情を全く無視した下水道事業を取り入れた自治体、今では財政的に大きな重荷となっています。

我が旭市も市民が汗水垂らして働いて納めた税金、毎年4億円もどぶへ垂れ流ししています。それとまた、下水道地域に指定された住民は、本人の意思にかかわらず加入料を強制的に徴収されていますが、それらを含めて何点か伺います。

まず、1点目は、対象面積及び戸数について。

2点目は、事業総額における補助金と市及び受益者の負担金額について。

3点目は、供用開始年度と現在の接続戸数について。

4点目は、未接続者の受益者負担金の対応について。

3点目は、職員の採用についてであります。1点目は、平成27年度の採用人数について。

この合併は行財政改革が目的であります。今では、合併の目的が希薄というより、忘れられがちです。しかし、これからは合併メリットによる交付税などが削減されます。今後の健全な行政運営を行っていくためには、目的に沿った行財政改革が行われたかが試される時であります。

その中で、今年は多くの職員採用がありました。職員採用については、合併当初は3分の1とか2分の1とか言われていましたが、現在どのようになっているのか、そして、今年の職員採用の根拠と人数について、また、昨年末の退職職員数について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、私のほうから１点目の文化の杜公園の新庁舎への転用についてのうち、（１）から（５）についてお答えいたします。

まず、初めに、（１）取得面積と取得価格並びに造成費についてです。

文化の杜公園の都市計画決定面積は13.8ヘクタールでございます。このうち、供用開始している部分が11.1ヘクタールございます。このうちの約１ヘクタールが借地になっております。残りの約10.16ヘクタールの部分について、用地代といたしましては18億6,800万円で取得しております。

それと、造成費でございますが、こちらのほうにつきましては、水田の部分の埋め立て工事等になりますけれども、その部分として２億5,400万円ということになります。

それと、２番目に、附帯工事の事業費ということでございます。

こちらのほうにつきましては、あずまやですとか舗装、トイレなどの公園の施設整備、そういう部分としまして、約７億4,800万円となります。

それと、３番目、総事業費と補助金についてということです。

全体の公園整備に係る総事業費は、設計業務委託費等を含め、平成26年度までに約29億4,100万円でございます。このうち補助金、交付金になりますが、これが７億9,240万円となります。

続きまして、（４）の着工と完成年度、それと（５）の公園建設の目的につきまして、こちらのほうにつきましては、整備の順にその区域ごと、エリアごとに併せてご回答したいと思います。

当初、昭和62年から、千葉県東総文化会館の建設に合わせまして、周辺を文化の香り高いまちづくりとして、市民文化のひろばを東総文化会館と補完し合う公園として整備に着手し、平成２年に供用開始をしております。続いて、平成３年に、現在、第２駐車場と呼んでいる場所になりますけれども、こちらのほうを当初は自由ひろばという名称で整備を開始しております。約0.8ヘクタールでございますが、こちらを整備して供用開始しております。その後、平成４年には、この自由ひろば東側を拡張して、文化会館の来館者、また公園の利用者の利用に使用しております。

この後、平成７年に、緑豊かな文化の香るまちという将来イメージのもと、多様性のある文化機能の集積を図りつつ、市民がゆとりと安らぎを体感できるスペースを造るということに、文化ゾーン整備構想、これを作成いたしました。そうしまして、県立東部図書館建設用地を千葉県へ譲渡いたしまして、その代替えといえますか、その分につきまして、新たに図

書館の西側、これを平成8年に、ふれあい広場として整備し供用開始しております。

この区域につきましては、既に開館していた東総文化会館と平成10年11月に開館した県立東部図書館の利用者の利便を図るとともに、市民の文化活動の推進と憩いの場としております。平成10年には、文化ゾーン整備構想を受けまして、物の豊かさから心の豊かさに対応するというもとに文化ゾーン基本計画を策定し、東総地区の文化拠点となる文化の杜公園、これを平成13年に都市計画決定し、仁玉川の北側の都市公園事業により整備に着手いたしました。

その後、この区域につきまして、平成18年度に財源を都市公園事業からまちづくり交付金事業として整備を進めております。まちづくり交付金事業としての整備に当たりましては、県や国で防災公園の整備が主要施策に位置づけられるといった防災面における社会資本整備のニーズが高くなっていたことから、文化の杜公園についても、文化拠点としての公園整備とともに、防災機能を備えた公園として整備を進め、平成24年4月から供用開始を行い、多くの市民に利用されているところです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、1の文化の杜公園の新庁舎用地への転用についての（6）と（7）につきましてお答えいたします。

まず、新庁舎予定地の事由ということで、平成26年3月に策定されました旭市新庁舎建設基本構想におきまして、地理的条件、周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路等を検討した結果、現庁舎の敷地、それから旭文化の杜公園、旧海上中学校跡地、消防本部付近の4か所の候補地が選定されております。東日本大震災の災害対応の教訓から、庁舎における防災機能強化が強く求められるようになったことから、防災機能を持った公園に庁舎が隣接されれば、庁舎と相まって防災面での相乗効果が期待できるのではないかなというようなこともあって、当該公園が選定される理由になっているのかなと考えます。

次に、（7）の予定面積でございます。

新庁舎建設基本構想では、旭文化の杜公園から新庁舎敷地として想定する転用面積は1万平方メートルとされております。これは、庁舎を建設しまして、周囲に来庁者及び公用車の駐車スペースをとることを想定した敷地面積でございます。

次に、大きな3番の職員採用につきまして、27年度の採用人数ということで、この根拠と人数、それから退職者数ということでご質問がございました。

平成27年度の4月1日採用人数でございますが、一般行政職が15名、技術職が2名、保育士職、保健師職、社会福祉職、消防職等合わせまして、合計で29名の採用になっています。

26年度末の退職者数ですが、一般行政職が25人、そのほか、保育士職、技能労務士職、消防職、合計で35人退職しております。

根拠ということですが、この平成27年度の募集、採用に当たりましては、第2次定員適正化計画の削減の基本的な考え方と取り組みを踏まえながら、これまで計画目標より多く削減をしてきたことを考慮いたしまして、また、建設関係の業務量の増加、それから保育の充実、地域住民の健康の保持など、専門職の充足、その辺を考慮して、行政需要を勘案した募集、採用として、この人数を採用しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 2番目の項目、下水道事業の4点についてお答え申し上げます。

初めに、対象面積と戸数についてであります。現在、事業認可を得て整備を進めております区域の面積は202ヘクタールで、この202ヘクタールの区域の中の戸数は2,978戸でございます。これを人口で申し上げますと6,605人となっております。

なお、本年度をもちまして、202ヘクタールの整備が完了する予定でございます。

次に、建設事業費の総額における補助金と受益者負担金額についてであります。平成26年度末における建設事業の総事業費は約130億円でございます。内訳といたしましては、国と県からの補助金が約52億円、市の負担が約70億円、受益者負担金が約8億円となっております。

3番目の供用開始年度と現在の接続件数についてであります。供用開始は平成12年でございます。接続戸数につきましては、平成12年度で、対象戸数1,216戸のうち333戸で、約27.4%が接続されました。以降、順次整備を進めまして、平成26年度末での接続戸数は、対象戸数2,934戸のうち1,583戸で、約54%が接続となっております。

接続戸数について申し上げましたが、これを人口ベースで申し上げますと、供用開始した平成12年度末では、対象人口は3,829人のうち968人で、約25.3%が接続され、平成26年度末では、対象人口6,517人のうち3,922人で、約60.2%が接続されております。

4番目の未接続者の受益者負担金についてであります。受益者負担金に関しましては、面整備が終了し、供用を開始した区域についての宅地として利用できる状況の土地につきまして、下水道利用の接続の有無にかかわらず、受益者負担金を賦課させていただいております。

す。

負担金を納付いただく際には、一括納付の報償金の制度をご案内し、利用していただいております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、1点目は、取得面積と価格等の関係でございますが、平米といいますか、反当たりこれは平均でどのぐらいになるのか、それから、造成費を含めてどのぐらいになるのか、まずお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） すみません、ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） ここで50分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 申し訳ありませんでした。

土地、用地代のほうの平米の平均の単価でございますが、こちらのほうにつきましては1万8,385円、それと造成のほうにつきましては、借地部分も入りますけれども、2,275円ということになります。

それで、合計で2万660円、概算、そういうことになります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、じゃ、平米当たり約20万円、そうしますと、1,000平

米当たり2,000万円ということですね。

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) 失礼しました、平米2万円、そうしますと、1,000平米、約2,000万円ということですね。

分かりました。

次に、附帯設備の事業費でございますが、先ほど答弁いただきましたが、じゃ、今予定されている場所、そこにはどういう附帯設備があるのかお尋ねします。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(川口裕司) 今、庁舎のほうの予定の場所の施設、どのようなものがあるかというご質問なんですけれども、私のほうでは、まだ具体的にどの場所というのは聞いておりませんので、はっきりしたお答えはちょっと出せない。仮に県道沿い等であれば、駐車場の施設、あとその入り口部分の舗装ですとか、入った芝生の広場、それとインターロッキングで舗装した部分等がございますけれども、はっきりした場所については、私のほうも承知しておりませんので。

○議長(景山岩三郎) 総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 図面はどこかで出ていると思うんですけれども、今、エントランス広場、ここはいわゆるインターロッキングになっている所、それから、芝生の広場の部分が、今回想定している場所になるのではないかと思います。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員。

○21番(高橋利彦) 概略はあると思うんです。そういう中でその附帯設備、どのぐらいの工事費をかけているのか。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(川口裕司) 具体的に見当で、今言われた場所ということでは算出してないんですけれども、仁玉川から要は北側になりますけれども、新しく整備した区域全体であれば分かるんですけれども。

(発言する人あり)

○都市整備課長(川口裕司) ちょっと数字的には、設計当時の発注した設計書で拾い出さないと、具体的にはっきりした数字は分からないんですけれども、仁玉川から北側という部分

であれば、工事費としては5億1,600万円程度かかっていることになっているんですけども。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、かなり附帯工事もやってあるわけですね。

そうしますと、当然これは庁舎用地ということになりますと、そういう附帯工事費を含めた中で、かなりの坪当たり単価になると思うんですよ。附帯工事を含めなくたって、土地だけでも平米2,000万円ですよ。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） 失礼、反当1,000平米2,000万円ですね。そこに附帯工事費やりますと、かなりになるわけです。

そんな中で、3番目の補助金についてお尋ねしますが、補助金、先ほど約1億2,000万円、補助金を返すという、先ほどの木内議員ですか、1億2,000万円、それでよろしいですか。まずその辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） あくまでも市のほうの試算の中で、面積を勘案して補助金がここに入っている金額を割り返していったときに、約1億2,000万円と申しましたけれども、1億1,800万円という数字かなということで捉えてございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、土地、それから補助金の返納、それから附帯工事、1,000平米当たり3,500万円から4,000万円の土地ということになるわけですね。

これは、じゃ、建設の時の会議の中で、この役員の方々、十分承知しているんですか。その辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ここの土地を協議していただいた時に、先ほど新庁舎建設位置の検討資料ということで、これは市民会議のほうにもお出ししてあります。その中では、当然補助金の返還という話を説明しているという状況でございました。

先ほどパブリックコメントの話も出ましたが、パブリックコメントにおきましても、26年8月の段階で、新庁舎位置の検討を市民にお出しするときに、ここについては、建設費のほ

か、公園設備に要した国庫補助金の返還が必要になるということで、ここは経済性の部分のくくりとして、そういう説明を入れた資料を公表して、意見を求めたところでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、その時の委員の考え、どういうことであつたのか。それから、当然この場所に予定するということは、市長も十分承知の上だと思いますが、そういう中で市長はその辺を踏まえて、費用対効果の問題で、どういうふうに考えたのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市民会議から市長に、新庁舎建設位置についての提言ということで、平成26年10月7日にいただいております。この中では、市民会議において議論した結果、土地計画の変更手続きや公園整備に際して、受けた補助金の一部返納といった課題があるということで、それは理解した上で、市の中心部にあって市民の利便性も高い現公園施設が、県の広域防災拠点及び市の広域避難場所として位置づけされており、防災機能も備わっていることから、庁舎が建設されることで防災拠点としての機能が高まり、公園機能もより向上する点等を総合的に判断し、市民会議の方向性として、新庁舎の建設位置は旭文化の杜公園ゲートエリア付近とすることが望ましいという結論になったので提言したいということでいただいております。

○議長（景山岩三郎） 市長。

○市長（明智忠直） 今、提言を受けた市民会議のメンバーの中へ、会議として何回か出席をさせてもらっていたわけでありますけれども、最初のもともとは、市有地としてというような市民会議の皆さん方は考えだったと思います。改めて買うということではないから、市有地だという、市立の土地だというような観点で議論してくれたものと、そのように認識しているところであります。

しかしながら、今そういった結論が出まして、私も私なりに文化の杜を見させていただきまして、高橋議員は本当にゆとりの安らぎのある公園が整備されたと、それはそれで本当にそう思うわけでありますけれども、7万6,000平米というのは、あまりにも大きな公園用地だと私は認識しておりまして、毎日あそこのところを通っても、せいぜい50人から100人くらいが歩いているというような感じもあります。そんなことを言うと言わねえと一貫性がないと言われますけれども、時代とともにいろんな市民の要望も広がってまいりますし、市役所の建て替えは早急にやらなければならないということもありますし、今、新たな土地を求める時間と

いいでしょうか、そういった部分は恐らく新たな土地を買い求めるといったら、二、三年はかかるのではないかなと。そういう中で、やはりここか海上中か文化の杜というようなことで判断した中では、文化の杜が一番適當ではないのかなと、私自身がそう考えましたので、市民会議と一緒に、その方向性で進んでいこうということで決定したところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっとこの総事業費と補助金の所でございますので、そのほか、今市長の答弁に対して質問したいのですが、それはちょっと趣旨が違いますので、私はあえて質問しません。

4番目の着工と完成年度についてでございますが、まだ仕上がったばかりですよ。そんな中で、なぜこれを庁舎用地にしなければならないのか。それで、そうなった場合、この事業計画はどこにあるのか、それをお尋ねします。それは26年の基本構想、これは別ですよ。そのほかに、じゃ、長期構想とかそういう中で、どこにあるのか、庁舎建設を含めてどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、長期計画の中でというお話がございました。

これにつきましては、合併の時までさかのぼるのかなという感じもあるんですけども、その段階で庁舎につきましては、ちょっと、今手元に資料がないんでうろ覚えなんですけれども申し訳ないんですけども、たしか必要な資金を積み立てて庁舎を早期に検討するというような、そういう文言でいったと思います。ということがあって、ただその段階では場所は決定していなかったと思います。合併いたしまして、その後、実際には小・中学校等の耐震が先だろうということで、庁舎はしばらく棚上げにしようという前市長の判断がございまして、それでしばらく遅れていたという状況がありました。ただ、この状況の中であっても、将来的には庁舎は必要であるということで、庁舎整備基金は積み立ててきたという状況があります。

そういう中で、検討は一時中断しましたけれども、庁舎建設の検討はやはり進めていく必要があるだろうということで、内部の組織の中で庁舎についてはどうしていかうかという検討をしていたという状況があります。

そういう中で、震災が発生して、大きく状況の変化があったということだと思います。そ

この中で、この庁舎自体が耐震性がない、災害対策本部もここに置くことは難しいという状況があつて、24年の3月の市長の施政方針の中では、合併特例債の期限も延長されたという追い風もありました。その中で、震災からの復興に全力を注ぎながら、新庁舎の建設についても、平成30年度の完成を目途に庁舎建設基本構想の策定を進めていきますというような回答をさせていただいたところであります。

そういう流れがあつて、場所も含めて検討してきて、今回4つの候補地の中からここが第一候補地になってきているという状況だろうと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は新庁舎の建設云々じゃないんですよ。なぜこの場所の選定、もっと早くからやらなかったのか。あまりにもこれでは本当にその場しのぎじゃないんですか。

そんな中で、毎年、今まで公園の事業をやったわけですね。必要だからということでこの議会でも承認しているわけですよ。

それなら、なぜ最初から、先ほど市長が言いました。今になったら、こんなに公園用地いらない。いらないならなぜ当初からそういう計画のもとにやらなかったのか。その辺、まず市長にお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 公園整備の時点、庁舎の建設用地の問題は話はしておりませんでしたけれども、庁内ではワーキンググループか庁舎建設検討委員会、庁内で準備にかかっていたわけでありまして、それがはっきりそういった市民会議をやって、パブリックコメントをやったという段階までにならないうちに、公園のほうは整備をされたということでありまして、そのずれが少し議員の皆様方にも理解が得られなかったのかなと思いますけれども、改めて市民会議の中で、一貫性のある公園というようなことで、庁舎へ来た人がその後公園で少し時間を費やしてくれる、そういったような安らぎもあつてはいいのではないかというような声も多く出ましたし、市民会議で結論が出ましたので、そちらの方向へ向かったわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 基本構想のパブリックの何のかんのといいますけれども、庁舎の建設というのは、もう既に合併の時から決まっているわけですよ。当然それが決まっていれば、ここへ建てようと、ある程度の計画は立てるべきなんですよ。それで、今になって急遽、い

や、パブリックだのなんだの、基本構想だのって言ったって、これはまるっきり計画性がないわけですよ。それなら、やはりもっと早くどこに建てようかという土地の選定くらいはすべきなんですよ。

そういう中で、この文化の杜公園を予定して、こういう基本構想を市民の皆さん方に出せば、やはり市が出したものを反対する人、いますか。

ここの行政アクションプラン、これは言葉って言いようで幾らでも。住民の声はあまりないと、だから市政に対して満足している。満足しているんじゃない、住民が、どうせ言っても市は何にもやらないと、だから言わないと思うんです。それと同じで、市が出してきたものは幾ら我々が言ってもしょうがない。ただ、幾らそういう会議があろうと、これは追認機関なんですよ。このまず第一構想、あの場所の選定だって、じゃ、課長らがここでって言うてできますか。最終的には市長でしょう。市長は大統領。絶大な権限を持っている市長が反対することを皆さん言えますか。そういう中で、どうなんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 場所の選定、合併当初からもう建てるのは決まっていたんだから、その段階からある程度候補地を絞っていくべきだ、それはおっしゃるとおりかもしれません。ただ、そういう状況になかったということは、ご理解いただきたいなと思います。

ただ、地方自治法の中では、やはり事務所、いわゆる市役所の位置を定めて、これを変更しようとするに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないということもあります。各条件に合う場所を選定して、今回、4候補地上がってきているということもあります。

あと、庁舎、これにつきましては、1回建てたら少なくとも50年以上という長いスパンで使用する施設になります。そうすると、これが選定理由じゃないと言われればそうかもしれませんが、旭文化の杜公園は完成間もない公園ではございましたけれども、地理的な条件、それから周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路等、条件に合う市が持っている土地ということで選定されたのではないかなということは、否めないのではないかなと思っています。

特に、一番冒頭でもお答え申し上げましたけれども、防災機能を持った公園に庁舎が隣接されれば、庁舎と相まって、防災面での相乗効果が期待できるということも非常に大きかったのかなというふうに思っています。そこで、ここの文化の杜公園が入ってきたんだらうと、

そのように考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、今、もう4番目は終わりですね。

○議長（景山岩三郎） これで終わりました。

○21番（高橋利彦） あと、公園建設の目的についてでございますが、文化の杜公園、今、防災機能を持った公園ということでございますが、じゃ、その防災機能にもいろいろあります。火事とか地震とか津波とか。じゃ、この防災公園は何を目的にした、ざっくりの防災じゃないですよ。例えば地震、津波、大きな目的があると思うんですよ。当然、3.11があったから、そういう防災とかなんとか名目をつけた公園になったと思うんですが、旭では何を想定しているんですか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 文化の杜公園の18年にまず公園の見直した段階で、どういったことを想定してかということなんですけれども、基本的には地震、あと大規模な火災、そういった場合の避難場所ということで想定しておりまして、基本的には場所的に、今の県道沿いの駐車場のあたりが救援誘導ゾーン、入り口の入って救急診療ゾーン、あと避難ゾーンが芝生の広場とかそういうあたり、それと、北側のほうの住宅の周辺につきましては、樹木を植えまして、延焼防火ということで、この中でバッファゾーンと呼んでいるんですけれども、そういったことで想定して計画されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、地震、火災を目的とした防災公園ということでございますが、3.11の中での防災公園となりますと、どこでも被害を受けたのは、みんな津波なんですよ。そうなりますと、やはりいかに海から遠いところへ建てるのが本当じゃないんですか。

例えば、東北、ありましたね。あれ、どのぐらい津波入っていますか。それは想定しているでしょう。

そういう中で、やはりなるべくそんな防災、ただ、防災拠点で集まるだけでしょう。そうじゃなく、なるべくその機能があるところ。そして、防災で云々言うなら、利便性はあれですが、干潟町の萬歳の山の上、松ヶ谷、飯岡の山の上へ建てれば、防災の拠点には一番いいわけですよ。そうじゃないですか、課長。そんな中で、なるべく海から遠い所、それからや

はり費用対効果でやる。なるべく海から逃げる。

そういう中で、防災、火事、地震、これは全然関係ないと思うんですよ。やっぱり津波を想定しての建設ということになるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほど都市整備課長が、ある程度防災公園の機能ということでご説明申し上げたんですけれども、旭市の地域防災計画の中での公園の位置づけ、ここには文化の杜公園が入っております。そこの入っている状況なんですけれども、地震、津波編ということで、津波も想定した中にこの記載を入れてあります。文化の杜公園につきましては、物資の集積の拠点であるとか、ヘリコプターの臨時離着場という位置づけもありますし、それから、あと応急仮設住宅の用地ということもあります。

実際に、震災の後、県のほうが最大の想定をしたのが約10メートルであれば、あそこのところ、ぎりぎり、あと庁舎が仮に何かあったとしても、1階のロビーでおさまるということで、エリアの話もございましたけれども、エリアの中で逆にロビー等は、救護避難の建物として非常に有効に活用できるのかなということもございます。

ただ、これは仮に建設が決まればということで、そこが決定したわけではございませんので、今、ご質問がありましたので、仮にということでお答えしている状況です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 公園建設の目的を今聞いているわけですから、今の課長の答弁に対して質問できませんけれども、じゃ、6番目で、新庁舎予定地の事由についてお尋ねしますけれども、結局、そうなれば、これがここではお答えいただきたいと思いますが、あそこであればヘリが云々、それからいろいろな問題、利便性の問題もありました。

しかし、そういう中で、じゃ、例えば、今の文化の杜と、じゃ、もう3つありましたが、私が言いますのは、警察の後ろですね。

あそこになった場合、今の交通の便、昔であれば電車が主ですから、駅の近くがよかったかもしれない。今、やはり車社会の中で、126号沿い、そして、あそこには警察もある、それから消防もある、そして、今度は中央病院も近いわけですよ。それで、今、中央病院のアクセス道路を造っていますね。その道路ができれば、むしろあそこのほうが利便性がいいと思います。

それと同時に、じゃ、この126号から上と下で、人口動態を調べたことはありますか。126

号を越すのは、上の人は大変なんです。そうなりますと、人口動態を見たって、簡単に言いますと、旧干潟が1万、海上も1万、飯岡だって、文化の杜に来るより警察のそこのほうがずっと利便性があると思います。それから、126から上、今度は広域農道もありますし、病院のアクセス道ができれば、ずっとあそこのほうが利便性があると思うんですよ。そうすると、市民の利便性というのは、課長、先ほどの利便性というのはまるっきり違ってきちゃうんじゃないですか。そこでお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市があそこにしたいということで決定したわけではないということを、まずご理解いただければと思います。

候補地として4つ選定いたしまして、これらについて市民会議にはかつて、全て点数化して、それぞれの委員に点数をつけてもらって、一番高い点数がついたのがあそこだったということ。それから、パブリックコメントでの意見もそうであった。そういうところを勘案して、最終的に市長が今年の3月の議会の中で、あそこをまず一番の候補地として決定したいということを申し上げたという状況がございます。

ですから、市が最初からあそこありきということであそこに建てたいということで決定したわけではないということを申し上げたいなど。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、まだ決まらないということですね。

そういう中で、やはり、今、地方創生ということを国は言っていますね。全部東京の一極集中になっちゃうから、地方へやはり本社機能を移して、地方も発展させようということなんですが、合併した中で、旧3町というのは住民に言わせれば、みんなさびれたと言うんです。旧旭市の中心部は黙っていたって発展するわけ。そういう中で、やはりこういう行政の施設、やはりそれぞれの地域に分散する、これもやはり地方創生の一つだと思うんですよ。

その辺を踏まえ、また、結局、用地がここではかなり高いわけです、今の場所では。ですから費用対効果、それからそういう地域を発展させる、それから住民の利便性、それをどういうふうに考えているのか。その中で、まず、住民の人口動態、どういうふうに捉えているのかと同時に、地域の活性化のための地域創生、どういうふうに考えているのか。それから、費用対効果。あの辺であれば、反当1,000平米、1,000万円も出せば買えると思うんですよ。1億2,000万円返すなら、それで今度はそれ以上の用地が確保できると思います。その辺、

お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この辺は平行線になってしまうと思うんですけれども、現実には人口動態、地方創生、それから費用対効果、それぞれ種々細かいところをはじいていった時には、それぞれのいろんな形の結論が出ていくんだと思います。

そういう中で、やはり市として一番大事にしたいということです。ずっとやってきたのは、市民の意見をよく聞くということがあると思います。そういう中で、この庁舎の建設も検討経緯を見ていけば、もう平成24年ごろからずっと、ずっと場所が決まらないでできていて、ようやく市民会議の意見があるとか、その前段の基本構想を立てる段階でのパブリックコメントを実施しているとか、そういう一連の流れを踏んで、今回決まってきているということもありますので、そのこのところになってしまうとちょっと、そうすると、今度これを勘案して市が勝手に決定するののかという話になる可能性もありますので、そのこのところはやはり市民の意見は大切にしていける必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁ですと、先ほどはまだ庁舎用地は決まらない。今度は、市はこの検討委員会、それを無視して、まるっきり答弁がなっていないんですよ。やっぱり一貫性を持った答弁をやってくださいよ。

そうじゃないですか、課長。

もう1回。市長でもいいですよ。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 候補地の問題については、26年のというようなお話がありましたけれども、候補地については、庁内で庁舎建設検討委員会を検討を始めるときにも候補地としては4か所くらい出ていたわけでありまして。それで、それぞれの土地の調査、地質調査やら環境調査、交通調査、いろんな調査をやって、先ほど課長から言いましたように、点数制で市民会議、そういったパブリックコメントも含めまして決定をしたわけでありまして、3月議会に私が言いましたように、第一候補、いろんな今調整を県と国と図っているところでありますけれども、それをクリアできたら、やはり文化の杜公園で建設をしたいということで、皆さん方のご理解をいただきたい。

市民の代表の議会でありますから、議会で決めていただくということも必要なのかもしれませんが、やはり第三者的な部分での検討をしていただくということも大事でありますし、議会はこうして最後に本会議で皆さん方の議論があるわけでありますので、市民会議ということで、一般の市民からの委員を選出していただき、やはり意見を聞きながら決定してきたことでもありますので、十分ご理解をしていただければありがたいなとそんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 市民会議の決め事をそういうふうに重視するなら、市長も議会もいないわけですよ。その辺は、市長、ちょっと十分踏まえて対応していただきたいと思えますよ。

そうすればいいでしょう。

じゃ、その辺、お尋ねします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 7番目の転用の予定面積について。

この予定面積、約1万平米だということを聞いております。

その前に、大体建物の敷地面積は1万平米、延べじゃなく、どのぐらいになるのか。

それから、そこで、駐車場は何台くらいとめられる駐車場を造るのか。

それから、職員、700からいますね。そうしますと、その職員の駐車場はどうするのか。

お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、建物の面積なんですけれども、基本構想の中では1万2,000平方メートル程度ということでお話をしておいたところでございます。ただ、これについても、今どういう課が入るのかということも含めて、いわゆる書類の量も必要なので、この辺も調査をして、スペースがどれくらい必要なのかをはかっているところであります。ですから、1万2,000平方メートルが、全てそれが決定ということではないんですけれども、基本構想の中では、その面積を示しているということになります。

それと、駐車場の台数ということでございますが、その建物の建築面積、いわゆる1階部分の面積によって、駐車場の台数は変わるということになるかと思います。その中で最大

限とれる駐車台数は確保するということが、来庁者、それから公用車、相当数ありますから、その辺がうまく配置できるような形でのレイアウトを作っていかなければいけないと思っています。

それと、あと職員の駐車場なんですけれども、これについては、今この1万平方メートルの中では想定しておりません。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、職員の駐車場はどうするのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 職員の駐車場、これにつきましては、公共交通自体が旭市は発達していないということがございます。ですから、朝はいいんですけれども、帰りはもう帰る手段がないということも考えられます。ですから、車で通勤することは必須になります。職員駐車場は、ですから必ず必要になります。ただ、その現在の所を借りるのか、それとも個々人で契約していくのか、その辺はまだ検討段階でございます。それ以外の用地の確保が、例えばそれぞれでできるのかということも、今後検討していかなければならないと思っています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 当然、車が多いと思いますが、そういう中で、職員の駐車場、税金で賄った土地で職員に占有させるのか、そこまで市は面倒を見なくちゃならないのか、お尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、総務課長から答弁があったようで、今、車社会ということの中で、地方は車が必須であります、通勤するのに。そういった部分では、やはり駐車場は行政として備えなければならぬとは思いますが、しかし、それを全部が行政で、皆さんの税金で賄うのかということになれば、今でも職員に専用駐車場は互助会が負担をしております、1人当たり半額負担をしているところであります。そういった形が一番いいのではないかなと、今思っているわけでありまして、この問題については、まだ庁内でよく話し合いをこれから進めるところでありますので、まだ候補地も決定しないということの中では、なかなかそういった具体的な部分はないのかなと、そんなように思いますので、ご理解をいただきたい

と思います。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次、下水道についてお尋ねをします。

まず、下水道の1番目は、これは、認可面積は202ヘクタール、2,978戸、これでよろしいですね。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 区域面積202ヘクタール、戸数で申しますと2,978戸であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、小さい質問の2点目ですが、この全体事業費約130億円、そうなりますと、2,978戸で戸当たりどのぐらいになるのか。それから、そんな中で、受益者負担金というのは、戸当たり平均でどのぐらいになるのか、お尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 全体事業費を、約130億円といたしまして、戸数2,978戸、これを割り返しますと、約436万円という数字が出てまいります。

あと、負担金のほうですが、負担金が、今約8億円という話をしておりましたので、8億円を2,978で割りますと、約269万円という数字が出てくるかと思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、戸当たり436万円、そんな中で、受益者負担金は269万

円ですか。そうしますと、この合併浄化槽と比較して、どういうものなんですかね。例えば、補助金がなかった場合。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 大変申し訳ございません。先ほど受益者負担金の計算、今ここでやったんで、ちょっと1桁間違えてしまいました。260万円と申し上げましたが、26万円でございます。大変失礼しました。申し訳ございません。

あと、合併浄化槽との比較はというようなお話がございました。これは、環境省のほうのデータ、ちょっと古いんですが、平成21年ぐらいのデータになってしまいます。申し訳ございません。

合併浄化槽、五人槽といたしまして、保守点検から法定点検、いろいろ含めまして、保守点検が約9,500円から1万5,000円程度、くみ取りと清掃が1万4,000円から1万5,000円程度、法定点検、これは年に1回でございますが5,000円、あとブロアの電気代ですとか、その辺約1万1,000円を見込みますと、平均的に約4万2,300円という数字がございます。これを下水の使用料で考えてみますと、2か月当たり約40立米使用の場合ですが、これですと、使用料によって変わってまいります、おおむね3万2,400円というような数字を持っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、この受益者負担、戸当たり26万円といいますと、約300平米ちょっとということなんですか。

それから、総事業費、単純に戸数で割り返しますと436万円、そんな中で、例えば5人槽であれば、大体今、補助金なしでどのぐらいするのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、合併浄化槽の補助金というお話でございまして、5人槽ということになりますと、基準額は33万2,000円でございます。事業費のほうは、ちょっと手元に資料がございませんけれども、5人槽に対しての補助金としては33万2,000円が基本となっております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○環境課長（浪川 昭） 費用については、ちょっと資料がございませんけれども、5人槽で100万円弱ぐらいかとは思いますが、

○議長（景山岩三郎） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 受益者負担金につきまして、26万円と数字で、1平米当たり800円、これを割り返しますと、今議員おっしゃられたように、約325平米という形になります。以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、下水道の場合は、戸当たり436万円ですか。それから合併浄化槽であれば100万円、かなり合併浄化槽のほうが安いということですね。

○議長（景山岩三郎） 高橋議員、3番のほうに移ってください。

○21番（高橋利彦） では、3番の接続戸数についてですが、先ほど接続戸数は54%ということでしたが、戸当たりの使用料、これは大体どのぐらいになっているのか、接続した人の利用料、これは戸当たりどのぐらいになっているのかお尋ねします。平均で。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） これも、やはりちょっと数字的に上限がございまして、一般的に先ほどの2か月当たり約40立米使用した場合でございますが、これが2か月当たりで5,400円、これが年間6回ということで、下水道使用料金3万2,400円という数字が出てまいります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 水道使用料金につきまして、26年度末の見込みでございますが、使用料の累計が約8億1,000万円ということでございます。これを2,978戸で割り返しますと、約27万円という数字が出てまいります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○下水道課長（高野和彦） 使用料に対しまして、人数ということで。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時57分

○議長（景山岩三郎） 引き続き会議を再開いたします。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 大変申し訳ございませんでした。

26年度の使用料が9,378万円ほどでございます。戸数でございますが、先ほど私、2,978戸と申しあげましたのは、全体の202ヘクタールの中の戸数を申しあげました。今、供用を開始している戸数を申し上げますと、1,583戸ということになりますので、これを割り返しますと、約5万9,000円という数字が出てまいります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この下水道を運営していく中で、戸当たり27万円、それに対する収入が6万円弱ということになります。その差額が毎年4億円弱の一般会計からの支出になっているわけですが、これは旭市の財政の中では、大変大きなウェイトを占めると思うんですよ。まして、合併時点は、やっぱり旭市の財政、今、税収約70億円ありますが、ざっくりやりますと40億円くらいしか、その中で4億円を支出していく、これは大変財政的に負担になると思う。また、なったと思うんですが、そういう中で、この合併浄化槽、まず進めたわけですが、それで始まったものはしょうがないんですが、この約4億円の一般会計からの繰り出しを、今後どういうふうにしていくのか、このアクションプラン見ても一つもないんですよ。その対応策についてお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 一般会計からの繰入金でございますが、平成5年度から平成26年度までで約71億円、一般会計より繰入金いただいております。その中で、平成26年度で申し上げますと、一般会計からの繰入金が3億9,000万円となっております。下水道事業にしましては、この1億8,000万円が交付税措置という形で算定されております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 交付税、交付税と言いますけれども、もう日本の財政、危うくなっているわけですよ。皆さん方は、ただ汗水垂らして収入を得るという考えが全然ないわけです。ただ鉛筆1本なめれば、幾らでも収入あると思っているんです。そんな中で、4億くらい何とも思っていないわけですよ。しかし、今度は納税者にしては大変ですよ。それを全くアクションプランにもないんですが、この4億円を埋める手だては、市長はどういうふうを考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋議員、これは受益者、4番目でいいですか。

さっき4回目終わりました、供用開始のやつは4回終わりました。今、4番目の受益者負担金のほうの。

○21番（高橋利彦） では、ちょっと質問が違っちゃう、それでは。

○議長（景山岩三郎） 4番目のほうの質問に入っていただけますか。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では4番目、まだ接続しない人いますね。これは、結局受益者が納得する、納得しないにかかわらず、網をかぶせた中で、結局、受益者負担ということでとられているわけですね。しかし、その方々、合併浄化槽、もう既に完備していて、全然入る気もないわけです。その人から強制的にとっているわけですよ。ですから、それで今後、未来永劫にその人は入らないと思います。そんな中で、その受益者負担金、まだ接続していない人の受益者負担金を、どういうふうに対処していくのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 受益者負担金に関しましては、現状が宅地として使えるような状況の土地につきまして、利用の有無を問わずに、1平米当たり800円というような負担金を賦課させていただいております。この負担金につきましては、5年間に分割いたしまして、年間で4期に分け、全体で20回で納付していただくというような形になっております。

先ほどもちょっとご説明いたしましたが、一括納付報償金、これは限度額が10万円で最大10%の割引があるというような形の中で、何とか負担金の納付をお願いしていくというような形になってございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） では、もう1回。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 一度賦課させていただいて、納付していただいた受益者負担金に関して、使用がないということでお返しするというようなことは、今のところちょっと考えてございません。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、そうしますと、市で事業をやった中で受益者負担金をもらっているのは、下水道だけなんです。そんな中で、本人の理由にかかわらず、市が法的に網をかぶせてとって、それで「あとは、使う、使わないは、あなたの勝手ですよ」と、それで今後ともやっていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 下水道に限って負担金にとられるということでございますが、下水道事業に関しまして、不特定多数の方が利用できる施設とは異なるために、建設事業費の全てを税金で使って工事いたしますと、下水道を利用できない地域の方々にも負担をしていただくこととなってしまう、不公平が生じることとなります。環境の改善、利便性、快適性の向上などを、利益を受ける受益者の方々に建設費の一部を負担していただいているという考えでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 当然、これは不公平というのは分かります。しかしながら、最初から入る気のない人から、それをとっているわけです。その対応はどうするのか。それから、あと約4億円、毎年出していますけれども、その対応策、この行革のアクションプランにも一つもないんですが、それらをまとめて質問します。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これから4億円の維持管理費をどうするかということで、4億円けれども、先ほどの説明で2億円は交付税が措置されるということでありますので、2億円ですけれども、交付税も税金で、いつどうなるか分からないということを心配してくれていると

ということもありますけれども、2億円の穴埋めとして、やはり水洗化率、加入率の向上、それを全面的に担当の職員と地域の受益者に理解をいただきながら、水洗化率の向上を図っていきたく、そのように思っているところであります。

それから、受益者の負担が、もらったって、それをそのままにおくのかということでもありますけれども、受益者といいましょうか、下水道事業が始まる前には、住民説明会やら1軒1軒歩いて説明したり、いろんな部分で努力はしているわけでありまして、住民説明会の中でこうした事業をやるということは、地域の皆様方もほとんどの人が理解をしていただいているということで、個別には、うちではもう合併浄化槽があるからというようなことの中で、そういった今水洗化率が上がっていないという部分もありますけれども、そのところは十分説明をして事業に取り組んだことと、私の以前の執行でありますので、そういったように話は聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) やったものは維持管理をしていかなければならないと、今機械もあるし、それは当然やらなければならないということで、実際は2億円ですけれども、その負担、水洗化率を上げて利用料を上げていくということ、それと負担金を払ってくれない滞納者の人に理解をしていただくと、そういった部分をしっかりと進めていただきながら、足らない部分は一般会計から補填をしていくということはやむを得ないのではないのかなと、そんなように思っているところであります。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員。

○21番(高橋利彦) ちょっと答弁になっていないけれども、時間がないから次に進みます。

あと職員の採用でございますが、いろいろ定員適正化計画とか、そういう中で目標より削減過ぎだから、今年は多く採用したということでございますが、しかし、それなら今の現状の各課の適正な人員を把握しているのか。

それから、減ったからといっても、例えば干潟の保育園、あんなのを公設民営にしたでしょう。それから、水道だって、今まで職員減らしたって、やっぱりその代わりに物件費とか何とかでやっているわけですよ。それから、今度は職員、やめた人、任期付、あれは給料を払うけれども、職員の頭数に入らないでしょう。そういう、我々から言えばまやかしたいなことをしているんです。だから、それと同時に、まだかなりの臨時職員もいるでしょう。そんな中で、何が目標より減ったのかお尋ねをします。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　これまで、第一次の定員適正化、それから第二次の定員適正化ということで、実際には、この実績というのは、たしか149人、それだけ減らしてきているという状況がございました。27年度の採用については、6人の減ということになりました。今、ご指摘の中で、任期付職員を採用しているじゃないかということがございました。確かに任期付職員、これは再任用のことでしょうか、確かに生涯学習施設等で再任用で足りるものは、そこを振り替えているところは現実にあります。ただ、職員自体、非常に減らしてきていて、削減自体が非常に厳しい状況がございました。特に専門職については、ある程度補填をしてきておりまして、一般行政職が中心となって減っています。一般行政職が減るということは、一般の事務をとる職員がいなくなるということなんです。そうすると、現実として市民サービス、なかなか回らない部分ありますので、ただ、そういう中であっても、さらに減らしていかなければならないということがあって、第三次の定員適正化で、この年次においては40人減らしていきましようということで考えているところでございます。当然、ご質問の中にあつたように、最初からこれだけの人数が必要だから、それを定員に定めて採用すべきだということは、理論としてはあるかもしれませんが、現実としてはなかなか難しいところがあるということで、それぞれみんな担っている事務が市町村ごとに違いますので、その部分も含めて、現人員でどうやって回していくのかというのが、大変重要だと思っておりますので、そこの中でやりくりをしながら、どれだけ減らせるかを考えながら進めているということは、ご理解いただきたいと思っております。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎）　総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　答弁が漏れまして申し訳ありません。

確かに、臨時に振り替えている、それから物件費になっているんじゃないかということがあるかもしれません。ただ、それは現実に必要なものということで、減らした中で、じゃ、それを減らしたときに、どういうふうに市民サービスを低下させないでやっていくかというのは、1つの手法であると思います。それまでいけないということになってしまったときには、全て公務員として雇わなければならなくなってしまうので、なかなかその辺は、人員を減らすことと、それから市民サービスの維持というのは、相反するところがありまして、そのところをどういうところで折り合いをつけながらいくというのは、やはり行政の中でも重要だと思っています。ですから、単純にそれは振り替えているんじゃないかというこ

とではないと思います。そういう中で、やはり、その中でも人件費、費用自体は総体として減らしているということで私は認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、目くらまし、まやかしだと私は見るんですけれども、実際、その数字を、定員適正化計画で人が減ったといえ、みんな信用しますけれども、みんなそういうふうになんか品を変え、型を変えて人を雇っているわけです。なんだかんだ言ったって、企業、これは行政も人件費ほど高いものはないんですよ。そんな中で、結局、今回の合併というのは、行革が目的でしょう。まず第一に人減らしなんです。そんな中では、北海道では県の職員、2万人の3割減らすと、国だって2割削減だとか、みんなそういうふうに出しているでしょう。そこから見ると、旭市は甘いんですよ。それで今度、とどのつまりが、きのうの答弁、ちょっと聞いてみました。このアクションプランにも基金を積み立てて、これから積んである基金をくって、何年まではもちますと、普通、こういうことは考えられないんですよ。いずれにしても、皆さん方は、まず自分たちのとるものとは、それであとは住民サービス、企業は、まずサービスして、それから自分の給料と、全く逆の発想なんです。そういう中で、いずれにしても、住民あつての市です。そして、皆さん方は公僕です。それを十分念頭に置いた行財政運営をしていただきたいと思います。これは最後の質問ですから、それに対する答弁、市長とそれから総務課長、それぞれどういう考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 総体的に149名、合併してから減らしているわけでありまして。第三次のアクションプランの中で、40人の削減目標をして立てているわけでありましてけれども、そこが達成できれば類似団体も同じ7万人くらいの同じ自治体と、ほぼそれよりも少なくなるというような状況があるわけでありまして。それと同時に、今地方の時代、地方創生と言っている中で、市役所の職員だけ人減らしで行政改革をやらなければ、そういったことだけで行政運営をするというのは、私は少し違うんじゃないかな。やはり、東京へ行って大学を出た人が帰ってこられない、来るところがない、そんなような状況をいつまでもつくっておくということが、地方が活性化ができるということにつながっていくのだろうか、そんなような思いで私はいるところでありまして、高橋議員とは、そのところでは少し考え方が違うということをお願いしたい。私は、行政は必要な部分はしっかりと採用していくと

いう考えでありますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 私にもということでありましたので、先ほど物件費に振り替えているんじゃないかという、そういう話がございまして、実は、今決算の数字ちょっと見ましたら、24年度と25年度の物件費、これは、25年度は4億7,000万円も減っているという状況が現実にあります。あと人件費についても、24年度と25年度を比べただけでも、決算数値1億円ほど減っている。あとうちのほうの持っている21年度から26年度までの人件費の数字を見ましても、毎年少ない年で5,000万円、多い年では1億7,000万円ほど、ずっと毎年減らしてきているんですね。ですから、こういうところも現実にあるということで、全て振り替えているわけではないということをご理解いただきたいなと思ひまして、最後に答弁させていただきました。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（景山岩三郎） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず第一に、大きな1番といたしまして、小規模事業の支援についてということで発言します。

小規模企業振興基本条例が制定され、国全ての自治体の小規模企業への支援が義務付けられました。従業員5人以下の事業所については、今日まで政治の手が届いておりませんでした。この分野にも、やっと政治の光が当たるようになり始めました。旭市においても、こう

した零細な事業が全体の9割以上を占めております。これらの業者が地方経済の中核の業者でございます。地方経済を振興させるためには、これらの商工業者を元気にすることが何よりも大切なことであります。政府の地方創生政策は、このことを理解し、これらの商工業者を積極的に支援する方向を打ち出しております。また、旭市は、農林水産業だけではなく、建設業者の多い、いわば職人さんの町でもあります。地場産業と言ってもよいと思います。この分野への支援が大きな効果が期待されております。

具体的に小さな1として、住宅リフォーム助成制度がありますが、この制度の説明の経済効果についてご回答いただきたいと思います。

小さな2として、次に商工業者に対する独立開業や創業、事業の継承といった支援について、どのようなものがあるのかお答えください。

小さな3番目といたしまして、群馬県で行われております店舗リニューアル助成について、制度の紹介と経済効果について回答をお願いいたします。

大きな2番目として、生活困窮者自立支援について。

今年の4月より、生活困窮者自立支援法が施行されましたが、旭市においてはどのような事業を、どのような実施主体が担当するのか回答をお願いいたします。

自立支援のための相談事業や住宅確保給付金の支給等は必要事業となっておりますが、ほかの任意的な事業もあります。しかしながら、任意的な事業といえども国庫補助の対象となるので、有利な面は利用すべきだと思います。制度の説明について回答をお願いいたします。

2番目といたしまして、任意的事業といたしまして、学習支援事業があります。これらの説明もお願いいたします。

次に、育英資金の拡充についてということなんですけれども、旭市の育英資金の制度について説明を求めたいと思います。実は、私も議員になる前には、この制度があるということ承知しておりませんでした。あまりにも知られていない制度ですので、大変すばらしい制度ですので、この場所できちとした説明を行ってください。

大きな4として医療行政について。

(1) 旭中央病院の地方独立行政法人化に向けた市民への説明責任について質問します。

今年3月、旭市議会第1回定例会において、旭中央病院の地方独立行政法人の定款と評価委員会条例が採択されました。しかしながら、旭市民の多くの方々が、独立行政法人で何ですかと、また診療内容が変わるんですかと、あるいは医療費が上がるんですかというような疑問の声が、私どものところにもだいぶ届いております。市長は、昨年来、たびたび議会や

病院職員、市民の皆さんの意見を聞き、納得の上で経営形態を移行すると答弁しております。どのような場所で、どのような説明をしたのか、市民の納得ができているのか確認したのか、答弁をお願いいたします。

次に、選定療養費について。

現在、旭中央病院の選定療養費は、時間外とか初診、再診等がありますがけれども、今度、医療保険制度の改革法案が国会で可決成立したことから、特定機能病院及び500床以上の病院を受診する場合に、紹介状なしの場合ですと、1から3割までの自己負担とは別に、5,000円から1万円の定額負担を義務化しました。選定療養費の仕組みになると思われますが、従来の選定療養費と新たな負担がどのようになるのか、制度設計についてどのように考えているのか、ご回答ください。

それから、5番目といたしまして、都市計画区域の見直しについてということで質問します。

市内全域を計画区域とする見直しを行うと、3月議会で市長は表明しておられます。ということは、3町のほうでの都市計画区域を定めるということになると思いますけれども、都市計画区域の設定は市民の住宅や事業立地など、市民生活に大きな影響を与えますし、また都市計画税の新たな住民負担も生じてきております。そこで、見直しの内容、中身について、また、どのような日程で見直しを行っていくのか、回答をお願いいたします。

2番目として、指定区域の見直しと同時に、新たな都市整備計画について定めなければならないと思いますが、どのようなことを行うのか、説明を求めたいと思います。

以上で、この場所における質問を終わります。次からの質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、まず初めに、小規模事業支援についてのうち、（1）番、住宅リフォーム助成について、それと大きな5番、都市計画の見直しについての（1）と2番、これについて私のほうからご回答申し上げます。

小規模事業支援についてのうちの住宅リフォーム事業について、その内容というご質問だと思います。

県内における、こういう住宅リフォーム事業についての助成制度、これを本年度ですと16市9町1村において実施しているようです。自治体の多くでは、財源として社会資本整備総合交付金事業を活用して行っている状況でございます。

事業の内容でございますが、自治体で若干の違いはございますが、地元の業者のほうに仕事を依頼しまして、そういう業者が行う20万円以上のリフォーム工事、これに対して事業費の10%程度、これを補助するというのがほとんどでございます。ただ、補助額の限度額も設けられておりまして、限度額といたしましては10万円、または20万円、そういった設定のもとに行われている事業でございます。

それと、都市計画の見直しについてということで、内容等についてのご質問でございます。

見直しにつきましては、旧旭市の区域に指定されている都市計画区域を市全体に広げ、都市の健全な発展を図ろうとするものでございます。また、この中では、市内の現状を把握する中で、旧旭市の区域も含めて、用途地域、都市施設などについても検討したいと考えております。

今後の工程ですけれども、都市計画見直しにつきましては、市民に都市計画制度をご説明し、ご理解いただくことが第一と考えております。今年度は、この都市計画につきまして、市の広報紙へ7月から順に読んでいくと分かりやすくしたまちづくりの話としまして、6回連載で予定しております。また、機会を捉えて都市計画の見直しについて、市民へ情報発信を行ってまいりたいと考えております。見直しについてご理解いただく取り組みと並行して、かなりの期間を要しますけれども、県の関係機関との協議、見直しの上で必要となる関係法令に係る道路の調査、建築物等の調査も行なってまいります。その後に、都市計画案を策定し、都市計画審議会の諮問などの法定手続きを進めていくこととなりますので、見直しには数年はかかるかなというふうに考えているところです。

それと、税のお話もございましたけれども、都市計画税が目的税であるということから、見直しの中で市に必要な都市施設の整備、そういったものを検討する中で、都市計画税の取り扱い、そういったものを議論していくことになろうかというふうに、現時点では考えているところです。

(2) 番で、新たな都市整備計画についてということでご質問がありました。

都市施設の検討の1つとして、道路については銚子連絡道、そういった整備計画などもございますので、そうしたものに合わせて広域的な交通体系について検討していきたいというふうに考えておりますが、その他につきましては、見直しの中で市に今後必要な施設等、そうしたものについては、課題として市民の意見も十分伺いながら検討したいというふうに考えているところです。

以上です。すみませんでした。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、1番、小規模事業支援についてのうち、（2）番の独立開業・創業の助成について。それと、（3）番、店舗リニューアルの助成についてお答えいたします。

それでは初めに、独立開業・創業の助成についてお答えします。

小規模事業者の独立開業や創業の際の支援につきましては、市単独の制度はございません。しかし、県の融資制度を利用した創業資金や日本政策金融公庫の融資制度、新創業資金などがございます。また、創業に関する経営相談、創業相談については、常時、旭商工会において受け付けをしており、相談内容によっては、県の専門家派遣事業として、創業専門家のアドバイザーも利用することができます。このように、市では創業等の直接的な支援はございませんが、国・県の支援制度を有効に活用できるよう、商工会と連携しながら小規模事業者の支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、店舗リニューアル助成について、群馬県の事例ということでございますので、高崎のほうでやっている制度でございます。

名称は、高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金ということでございます。これは、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、または営もうとする人が店舗の改装や店舗等で使用する備品の購入を行うことに對し、その費用の2分の1を助成するものでございます。

対象者につきましては、高崎市に住民登録がある個人や市に法人開設届を出している法人でございます。具体的に申しますと、店舗等を自ら営業している人、借りて営業している人、それから、これから店舗を借りて営業を開始しようとしている人でございます。

対象業種につきましては、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、理容業、美容業、クリーニング等でございます。ただし、床面積が1,000平米を超える場合には該当しないということです。

補助金額でございますが、1店舗当たりの補助金額は、上限が100万円でございます。工事と備品につきましては、2分の1ずつ補助するということです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私のほうからは、2番目の生活困窮者支援について、（1）の生活困窮者支援法に基づく施策についてお答えいたします。

平成27年4月2日より施行の生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者の支援を趣旨に、事業を示されております。旭市においては、生活困窮者の経済的な安定を第一に考えまして、相談や就労支援に重点を置いた事業を行ってまいります。

事業名で申し上げますと、必須事業の自立相談支援事業及び住居確保給付金と任意事業の中から、就労準備支援事業と家計相談支援事業を行います。実施主体ですけれども、自立相談支援事業と任意事業の就労準備支援事業及び家計相談支援事業は、社会福祉法人社会福祉協議会に委託をして行います。また、住居確保給付金につきましては、市直営で行ってまいります。

続いて、(2)の学習支援事業についてでございますけれども、本事業には、この学習支援事業が任意事業としてメニューの中に学習支援事業がございますが、当市の生保世帯の高校進学率が過去5年間で100%であったということもございまして、当面、この学習支援事業を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、私のほうから、3、育英資金の拡充について、

(1) 育英資金の現状と拡充改善についてお答えをさせていただきます。

旭市の育英資金の現状についてご説明を申し上げます。

本市の育英資金の目的は、特に優れた資質を有しているものの経済的理由によって就学が困難な者に資金を給付し、将来、旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。

選考に当たりましては、育英資金給付選考委員会を開催し、学業成績と世帯の収入額等について定められた基準に照らし、給付の可否を審査しているところです。

旭市の育英資金は、貸付型ではなく給付型であることに大きな特色がありますが、給付額は高校生が月額9,900円、大学生等が月額1万4,400円となっております。平成27年6月現在の育英生は33名で、高校生8名、大学生等25名でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、4番の医療行政について、旭中央病院の地方独立行政法人化に関する市民への説明責任についてということについて、ご回答申し上げます。

議員ご指摘の市民が理解しているか、それから独法化するとどう変わるんだ等々の質問が寄せられているということでございます。まず、3月で議決いただいた前ということで、これはご案内のとおり地区懇談会ですとか、例えば行政の各種団体への説明、それから病院では職員への説明、それから、もとより、議員方への説明ということで説明会は開催してきてございます。

そこで、3月の議決後ということで、どのようなことをしたかと申し上げますと、まず広報あさひ5月1日号に掲載してございます。

その掲載の中身でございますが、議員ご質問のありました、まず地方独立行政法人とはということで説明をしてございます。運営方法がどうなるか、透明性が確保されますよ、法人化するとどのようになりますというようなことで、なるべく分かりやすい表現で広報に掲載してございます。特に、ご質問の中にありましたとおり、市民の関心は独立行政法人とは何かとももちろんあるんですが、どう病院が変わるのかということが一番の関心事かなと。そういうことに関しましては、法人化しても周産期医療、救急医療、高度医療などは、引き続き市の指示により行っていくなど、市民にとってはこれまでどおりの変わらない医療が提供されるというようなことをお知らせしております。より多くの市民の皆様に説明を申し上げるには、広報紙への掲載が最も効果的な方法と考えております。また、ホームページへも掲載していきたいと考えております。これからも地方独立行政法人の制度や以降の進捗状況などについては、積極的にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、4番、医療行政についての（2）選定療養費についてご説明させていただきます。

まず、現在の選定療養費でございますけれども、これは病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の保健医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院を受診した患者につきましては、自己の選択に係るものとして初診に相当する療養部分について、その費用を患者から徴収できるというものでございまして、平成8年の厚生労働省の通知に基づき、当病院でも初診時の選定療養費を徴収を開始しているところでございます。その後、平成14年に再診時の選定療養費、平成24年より時間外選定療養費と拡大してまいりまして、現在は初診時選定療養費2,916円、再診時選定療養費1,080円、時間外選定療養費1,400円となっております。

それで、次に、新たな初診時の定額負担の関係でございまして、先ほど国におきま

して、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。その法律におきましては、負担の公平性を確保するものとして、特定機能病院、その他の病院であって、厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保健医療機関を当該患者に紹介すること、その他の保健医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、厚生労働省令で定める措置を講ずるものとするという規定が設けられておりまして、それに基づきまして、平成28年4月から医療機関のほうでは、初診時に紹介状を持たずに特定機能病院などの大病院を受診した患者に対しまして、定額負担を導入するということになっております。

ただ、対象となる病院、一部では500床以上の地域医療支援病院、それから特定機能病院とかいろいろ言われておりますけれども、そういった対象となる病院、それから除外となる患者の方の、どういう患者が除外になるのか。それから、先ほど5,000円から1万円となっておりますけれども、その定額負担する額、それらいずれも、現在、厚生労働省で検討中でありまして、当院としましては、それらの情報収集に努めて適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 小規模事業支援ということにつきまして、住宅リフォームの問題で、経済効果のほうの説明もお願いしたんですけども、抜けておりますので、ちょっと報告をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 申し訳ありませんでした。

建設工事に伴う経済効果はどうかというようなご質問だと思います。

住宅リフォーム助成を行っています近隣の2市につきまして、26年度の実績につきまして聞いたところでは、1件のほうが補助金の総額500万円に対して、約8,000万円の工事がされている。もう1市につきましては、補助金の総額800万円、それに対しまして1億5,000万円の工事实績となっています。補助金の額に対して工事の実績、それぞれの倍率ということになりますと、16倍から19倍、そういった工事がされているということです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田將範） 予算計上した金額の20倍前後の経済効果があるということで、非常に大きな効果があるということです。

それから、リフォームだけではなくて、そのリフォームしたついでに、例えばカーテンを変えとか、家具を入れるとか、家電製品を入れるとか、そういったところでの経済効果というのもありますので、その辺になりますともっと大きな経済効果があるという、そういう形になろうかと思います。

そして、市内の業者さんへの発注になりますので、お金が地域の中で回っていくんですね。ですから、例えばジャスコで買い物をしますと、お金はみんな東京へ行っちゃうんですけれども、こういった発注をすれば地元の業者さんとか、小売店だとか、そういったところに仕事が回っていきます。かなりあちこちでやっておりますけれども、経済効果は非常に大きい。特に秋田県なんかが県段階でやっておりますけれども、この経済効果というのは非常に大きくて、県内の経済循環の大きな流れになってきているということで、商工業者に対する支援としては、簡単にやって割と効果が大きいということでは、一番大きな事業になっております。ですから、旭市においてもそろそろやっていただきたいですけれども、市長のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに小規模事業者といいましょうか、大工さん、そういった左官屋さん、仕事が少なくなっているという話は随分聞いております。そういった中で、この20倍にも及ぶ経済効果があるということは、やはり検討に値すべき問題だなど、そんなように思っているところでありまして、その財源、社会資本整備総合交付金が、旭市は今まで復興事業と言いましょうか、復興のために使ってきて、かなりやはり窮屈な部分があるわけでありまして、そういった財源のほうもよく考えながら研究をして、近々にそういった方向で検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 前向きに検討していただけるということで、大変ありがたいご回答でしたけれども、建設業の場合は、かなりこの辺、職人たち非常に多くて、東京へ行ったり、千葉のほうへ行ったりとか、非常に仕事の面では建設業に従事する人たちが多いんですね。ある意味では、先ほど言いましたように地場産業というふうになっていると、私は思っています。ですから、この辺への支援というのは、経済効果というのが逆に大変大きなものがあるとい

うふうに考えます。

次に、商工業者に対する独立開業関係の質問なんですけれども、先ほどありましたけれども、5人以下の商工業者の場合だと、ほとんど助成というのがないんですね。ですから、例えば自分たちで商売を始めたいのに、農業なんかの場合ですとかなり、例えばハウスを建てるにしても3分の1補助が出るとか、さまざまな所得保障制度があったりとか、そういったものがあるわけなんですけれども、商工業者の場合は、ほとんどこういった助成制度がないということなんです。ですから、特にこれから地方創生ということになりますと、開業者を増やさない限り、経済の発展はないということなんです。特に経済の9割以上を占める商工業者の方々への直接的な支援というのがあってしかるべきだと私は思うんです。ですから、例えば開業するに当たって、限度額が50万円なりとか、資金計画の半分までとか、そういった形での経済的な助成ということは、非常に重要なことだと思うんです。この辺での検討を、市長、お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 助成の関係でございますが、県内でやっているところはございません。県内の一部で、自治体なんですけれども、市独自で独立開業等の融資制度を実施しているところがございます。それらの自治体の例を先進事例を参考に、あと市の財政状況を勘案して研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 融資という制度はあっても、直接助成というのがないんですね。例えば、今まで会社に勤めていて、定年退職後5年間、これから年金もらえませんが、そういったときに小さな商売を始めようとか、あと子育てが終わったお母さんたちが、自分たちのプランでもって独立したいと、あるいは子どもたちが商売を始めるのに、そういった直接的な助成、そういったものがあれば開業が非常にやりやすくなる。決心がつくということです。まして、市のほうからの助成があれば、非常にその辺は感謝される問題でないかと思います。そのことが回りまわって市の財政を潤すと、税金も上がり、市の財政もよくなっていくという、そういういい循環が生まれるはずなんです。ですから、このことについても、市長にちょっと検討していただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） さっきちょっと太田議員の質問のときに、こっちで話をしていたのは、起業家に対する支援事業というのが、前に確かあったような気がするということを聞いていたんですけれども、新しく仕事を起こす場合に、そういった小規模の事業を起こす場合に、助成制度をつくっていったと思っていたんですけれども、今ないということでもありますけれども、基金をつくって融資をするというのは、なかなか難しいと思いますけれども、支援事業として助成をするということは、財政と相談をしながらやっていけるのかなと、そんなような思いもありますので、とにかく地方の経済が活性させるために、起業家をつくるという、新しく仕事を起こす人に対して、何らかの形で少しでも支援をしていくということは考えていかなければというような思いでいますので、それも検討をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。ぜひ実現させてください。

3番目としまして、店舗リニューアル助成ということなんですけれども、これもかなり高崎あたりでやっていて効果があった事例なんですね。これはどういうことかと言いますと、例えば店舗がみすばらしくなっちゃっていて、内装をやってもう1回勝負をかけてみようとか、あるいは、一番多いのは農家の方なんかもそうだと思うんですが、トラクターとかコンバインがもう壊れちゃったということで、もう田んぼをやめようかということで、農業のほうの関係が米作をやめてしまうとか、そういうことが結構きっかけになる場合が多いんです。例えば、今まで使っていた店舗の機械が駄目になっちゃったと、そうしたらもう、これから新たにお金をつぎ込んで勝負をかけていくというようなのは、ちょっともう嫌だという、そういうことで、案外これが廃業のきっかけになっていくということがございます。ですから、要するになるべく現役でいてもらうためには、こういった廃業に対する支援ということも、やはり必要ではないかということでは、この店舗のリニューアル助成というのは、かなり廃業を少なくするという点では効果があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 店舗のリニューアルの助成でございますが、まさにリニューアルを行うことによりまして、店舗の環境の改善や店舗での集客の向上につながると思います。また、地域経済の活性化につながっていくことは理解しているところでございます。

店舗リニューアル助成制度につきましては、県内では実例がなく難しい問題ではありますが、財政状況を勘案するとともに、他市町村の動向、他の産業とのバランス等について調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 検討していただく内容が、ちょっと三つほどありますけれども、よろしくお願いいたします。

では、次の2番目の質問のほうに移ります。

生活困窮者自立支援についてということでは、任意的事業と必須事業があるということで、大体、社会福祉協議会あたりをお願いするというところでよろしいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 全部ということではございませんが、県内でも社会福祉協議会に委託というのは5割を超えているというような状況で、かなり多いのではないかと思います。といいますのは、専門の社会福祉士ですとか、そういうスタッフがいるということで、そういう自治体が多いかと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 1のほうはそれでいいんですけれども、2のほうとしましては、任意的事業として行われている学習支援事業がありますけれども、これにつきましては、補助率2分の1の補助金が出ますので、いろんな形で事業が可能になるんじゃないかと思うんですね。例えば、実施主体としては直営やNPO法人等がありますけれども、幅広く運営を考えれば、実施主体を考えれば、例えば現在でも退職した先生が公民館の一部を使って、そういったちょっと遅れている子どもたちの学習支援をしておりますし、また、そういった方々とかNPOの方々、あるいは学生なんかをうまく支援の対象とする方々になっていただければ、かなりそういった点での低所得者対策として、お金をあまりかけずにやれるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 確かに、県内でもそういった形の事業を展開している市もございます。しかし、当市におきましては、先ほど申し上げましたが、学校については生活保護

の家庭では100%行っているというようなこともございます。その中で、相談事業を起こしますと、塾へ行けないので行かせてほしいというような相談よりは、仕事がないですとか、収入が減っているとか、そういった直接的な相談が多いものですから、就業するというほうに力点を置きまして事業の選択をいたしました。その中で、必須事業は、ご案内のように4分の3の国庫事業補助、それと就労準備につきましては3分の2ということで、学習支援につきましては2分の1ということで、この事業の中では比較的補助率の低い事業ということで選択しませんでした。今後につきましては、また検討してまいりたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） NPO法人とか学生だとか、退職された先生方というのは、非常に高い能力を持っていると思うんですね。ですから、逆に言いますと、その退職された先生方だとかNPO法人、こういったところを逆に提案していただいて、この事業をやっていったらいいかかと思うんですけれども、その辺の形での運営はちょっと考えられないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ご案内のように、この事業、今年からということで初年度でございましたので、できる範囲でということで現在の4事業を選択させていただきました。今後につきましては、学習支援につきましては、貧困の連鎖を防ぐですとか、そういった重要な問題がありますので、その辺も今後について検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、3番目の育英資金の拡充についてということで質問させていただきます。

私も議員になりまして、実態とか過程とか、そういったところの資料を見せていただきましたけれども、やはり知られていないというのが一番大きな問題ではないかと、私は思うんです。私自身も議員になる前は知らなかったという恥ずかしい状態なんですけれども、これを幅広く広げていくということが必要だろうと思うんですね。それと、もう1つ、3月という時期の合格が判明するときというのは、学校の先生方というのは大変さまざまな行事を抱えておりまして超繁忙期だということで、なかなか説明ができないということです。ですから、例えば1、2月のころに、仮の受け付けといいますか、取りあえず申請が仮にできますよという形にしたらいかがかと思うんですね。合否が判明した時点で、正式に受け付けると

というような形にしたらいかがかと思うんですけれども、そうしませんと、なんか先生方の負担が3月というのは大変らしいということになっていきますので、その辺は時間も短いということで、大変だということで、あとまた、個人情報保護ということで、なかなか生徒たちと向き合って家庭の事情がよく分からないというようなこともおっしゃられておりましたので、その辺、十分配慮するためには、やはり時間も長くにとって、そういうような形で仮の申請を受け付けるような、そういったシステムをとれないかどうか、ちょっと検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 周知につきましてのご質問でございます。

育英資金の募集につきましては、これまでの市の広報紙ですとか、それからホームページ、そして各中学校の担任等を通じまして周知を図ってまいったところでございます。

ご指摘のように、育英資金の利用を考えている方に、募集に関する情報が確実に届くように、例えば周知の時期ですとか、あるいは周知の方法、例えばチラシのようなものを作成するとか、そういうようなことで、学校と協議をしながら改善を図ってまいりたいと考えております。

また、仮受け付けについてのご意見でございますが、育英資金は言うまでもなく高校や大学等の進学先の合格が必要条件となりますことから、現在、3月に設定している募集期間は、現状のままとさせていただきまして、募集の周知時期を早めるなどの改善を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 給付型の育英資金というのは非常に珍しいといえますか、よくできている内容だと思うんですね。ですから、これを普及させるためには、やはり相当の努力をしなければいけないということと、やはり現在おのおの8名ずつという1年の枠を、もう少し広げてもらいたいということで、市長にお願いしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 8名を増やせないかということでございますが、給付型ということでございまして、学業の成績と、それから経済状況ということで、過去の応募状況等を考えますと、8名という現在の募集人員は適切かなというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） もう少し所得と、特に所得のほうといいますか、そういった面での姿勢といいますか、範囲といいますか、募集の条件をもう少し緩めていただきたいと思うんですが、その点については、検討はできないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 所得につきましては、国の日本学生支援機構が定めた基準というのがございまして、それを参考に設定しているところでございます。したがって、現在のところ、この定めた基準を踏襲しながら選考に当たってまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 医療行政についてということで、4番目の1になります。

地区懇談会と病院内での説明会を実施したということは、私も承知しておるんですけども、広報等でも出ていると思いますけれども、地区懇談会は出席者も少なくても半分以上が市の職員だったということで、周知されているととても言えないのではないかというふうに考えます。以前、7年前ほどには、公設民営化の議論があったときには、東総文化会館で1,000名規模のシンポジウムを開いたりしております。やはり、かなり市民の間に浸透されております。ですから、今回も3月の設立までにはかなり間がありますから、そういった大きなシンポジウムなり集会なりを計画して、市民の皆さんに周知できるようなインパクトのある広報をやってもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） シンポジウム等の市民説明会の開催ということだと思います。

これにつきましては、例えば地区懇談会が市民の参加が少ない、これも事前に行政情報についてお話、懇談会要望等があればというふれ込みで、毎年行っているいわゆる懇談会です。この中できちっと説明をしていきますよということで、あえて時間を割いて説明をしてきています。全体のシンポジウムというのはどうかということですので、もう今の段階では、独法化に向けて粛々と手続きを進めていっております。

その内容につきまして、逐次、先ほども答弁申し上げましたとおり、なるべく分かりやすいように説明を、広報、ホームページ等でしていく。また、団体等の説明会をしていただき

たいというような要望があれば、出向いて説明のほうに行きたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 市民の皆さん、あまり今のところ分からないというのがほとんどなんです。ですから、これにつきましては、やはり市長も約束されていますから、説明責任を果たしてもらいたいということでは、さまざまな形での市民への周知をしてもらいたいと思います。ですから、これをやりませんと、やはりかなり不信になるんじゃないのかなというふうに思うんですね。ですから、よく分からないうちに独立行政法人化になっちゃったと、大体3月の議会で大きな山は越えたと思いますけれども、やはりきちっとした説明責任を果たしていただきたいということを市長に求めたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、企画政策課長のほうから話がありましたように、独法化のほうへ評価委員会条例と定款、3月議会で認められたわけでありまして、今粛々とその体制、移行に向けて準備を進めているところでありまして、その経過についてはきちっと広報やら議会、全員協議会やら、要望があった場合には各種団体へ行くというようなことになっているわけですので、説明責任は十分果たしていると、そのように私は考えているところでありまして、地区懇談会で今年もやるわけでありまして、そのときにも、こういう状況だということとはしっかりと伝えていかなければならぬと、そんなふうに今考えているところであります。いずれにしても、市役所の職員が40名、50名、半分以上来ているということでありまして、職員も市民でありますので、そのところはしっかりと認識をしていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、選定療養費について質問させていただきます。

何種類かの選定療養費がありますけれども、重複してとられるという、そういった料金設定とかというのは出てくるのでしょうか。例えば、今度出てくる5,000円から1万円というものと、例えば時間外とセットになって上がってしまうとか、どのようなことを計画をする予定でしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 従来の選定療養費と、それから今度、来年の４月から行われます定額負担につきましては、その辺も含めて、ちょっとまだはっきりしていないということで、私どももその二つがどういうふうなかかわりでやっていくのかということについては、今のところ分からないといったのが実状でございます。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○９番（太田將範） 今までの事例で構わないんですけども、中学生までの医療費は一応無料化されておりますし、生活保護世帯につきましても実費の療養の給付ということで進んでいると思うんですけども、選定療養費とこういった政策的なものとの間で、どういうふうな形で現在やられているのでしょうか。無料のところでお金をとってしまうと、今まで政策的なものでの効果がなくなってしまうということになると思うんですけども、その辺についてちょっとお答えをいただきたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在の選定療養費につきましては、先ほど申しましたとおり、患者ご自身が自己の選択で、いわゆる対象となる病院を受けているという場合に、一応いただいているというものでございまして、子ども医療費の助成対象の方ですとか、お子さんですとか、生活保護受給者の方につきましても、他に受診できる医療機関があるということを前提にいたしますと、除外対象とする場合にはならないというふうに考えております。ちなみに、夜など、お子さんなどクリニック等がやっていないということで、夜間の小児につきましては、時間外選定療養費については徴収しておりませんので、その辺、ご理解いただければと思っております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○９番（太田將範） 旭中央病院の場合は、皆さん、旭市民の方々は、空気と同じように考えていまして、取りあえず中央病院に行きましょうという方々が非常に多いんですよね。むしろ開業医の方々が少なくて、紹介状を誰に書いてもらっていいか分からないという層はかなりあると思うんですね。ですから、そういったことになると、ほかの地域とはちょっと違うんじゃないかというふうに思うんです。ですから、紹介状を誰に書いてもらっていいか分からないという市民が多くて直接中央病院に行ってしまうという方々が非常に多いんじゃないかと思うんですね。そういったことになると、選定療養費の問題が非常に重くのしかかってくるということで、受診の抑制とか心配されますので、その辺のことについては、

今後の制度設計においては、料金体系においては考慮していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在は、いろいろな形でとる、とらないということについても、例えば旭市民の方からは、夜間の救急代いただかないとか、そういったことで、ある程度、できる範囲で対象となる方の負担が重くならないようにしているんですけども、今後、来年の4月から始まるものにつきましては、国のほうで一律ということになってしまうので、私どもとしましては、昨年度から、県を通じて厚生労働省等へ、できるだけ旭中央病院のような地域で市民病院も兼ねているような大病院については、この定額負担については何とか免除できないかということについては、いろいろな形をお願いしているところであります。ただ、制度的になってしまった場合は、一病院として対応できるかどうか分かりませんので、それにつきましては詳細が分かったとき、またいろいろと知恵を出してみたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

それでは、都市計画区域の見直しについてということでの簡単に質問させていただきます。

大体、そういった計画の見直しが完成するのは、大体数年後ということだということなんですけれども、例えば家屋調査だとか、そういったところで違法建築だとか、登記されていないとか、そういった物件が田舎に行くと非常に多いんですよ。また、確認申請も当然出ていないというような物件が相当あるんじゃないかと思うんですが、どういう対応をするのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 市街地の形成状況を調査しまして、建物あるいは道路、そうした調査をいたします。その中でもって、道路等につきましては建築基準法の中で位置指定道路と、そうした中でということです。

また、家屋につきましても、実際調査してみまさんと、そういう違反になるようなものはどの程度あるのか、その辺はちょっとまだ把握できておりませんので、その状況の中でいろいろ対応策を考えていくということになろうかと思うんですけども、現時点では、まだち

よっと内容的につかんでいないという部分はございます。

また、そういった建物、その後のまた敷地に対する建蔽容積、そういったものもありますけれども、調査しまして、要は市街地、住宅等がどういうふうになっているかと、そこから入っていきたいというふうに考えているところなんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 都市計画区域内に入るのは、大体何割ぐらい見ているんでしょうか。分かりますでしょうか、現在、

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 何割ぐらいが都市計画区域に入るかというご質問なんですけども、基本的には市内全域を見据えて、そういった調査等を行っていくという、今段取りです。ほかの市町村等を見ますと、旭市の場合ですと、第一のほうとかであまり必要のない部分というふうな考え方もあろうかと思えますけれども、現時点では一応全区域、いろいろ調査とかしていった中で検討したいということで、何割という線はまだちょっと持っていないという状況です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。まだ始まったばかりということで、詳しい情報というのは得られないと、そういうことですので、今後とも折々質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時29分